

東京における水素実装課題解決技術開発促進事業 令和 8 年度共同事業者公募要領

1 本事業の趣旨

東京都(以下「都」という。)は、2050 年のゼロエミッション東京の実現に当たり、東京の脱炭素化を推進するとともに、東京の産業振興及び更なる経済成長の礎である、安定的かつ経済合理性を有するエネルギーシステムの確立に資する取組を進めている。このような背景の下、都は、近い将来、社会実装が期待されるエネルギーである水素の利活用拡大に取り組んでいる。

「東京における水素実装課題解決技術開発促進事業」とは、東京における水素の利活用の拡大及びこれに関連する産業の育成を図るため、都と民間企業、大学、研究機関等が連携し、それぞれの強みを活かしながら、知の創出及び技術の高度化並びに社会実装を見据えた実証を通じて、水素の社会実装に資する技術及び製品の開発並びに実証を一体的に推進するものである。

2 定義

本要領における用語の定義は以下とする。

- (1)「本事業」とは、東京における水素実装課題解決技術開発促進事業をいう。
- (2)「民間企業等」とは、民間企業、大学、研究機関その他これらに類する者をいう。
- (3)「技術開発等」とは、東京における水素の利活用拡大を促すために、都と民間企業等が共同で行う、研究、技術又は製品の開発及び実証並びにこれらの成果を企業等との連携等により実際の利用環境において活用するための取組その他これらに類する取組をいう。
- (4)「個別事業」とは、本事業において実施される技術開発等のうち、個別に採択される単位をいう。
- (5)「協定」とは、都と民間企業等との間で、個別事業の実施に関する基本的事項を定める契約をいう。
- (6)「共同事業者」とは、都と協定を締結した民間企業等をいう。
- (7)「事業期間」とは、個別事業の実施期間をいう。
- (8)「事業年度」とは、事業期間のうち、協定締結の日から令和9年3月 31 日までの期間を第一年度、令和9年4月1日から令和 10 年3月 31 日までの期間を第二年度、令和 10 年4月1日から令和 11 年3月 31 日までの期間を第三年度とする区分をいう。
- (9)「総事業費」とは、個別事業の遂行に要する費用の総額をいう。
- (10)「共同事業費」とは、総事業費のうち、都が負担する費用をいう。
- (11)「代表機関」とは、複数の者により構成される共同事業者において、当該共同事業者を代表し、都との窓口となるとともに、事業全体の進捗管理、調整及び取りまとめを行う者をいう。
- (12)「成果」とは、個別事業の実施により得られた成果物及びこれに係る知的財産権をいう。
- (13)「成果の活用」とは、個別事業により得られた成果について、社会実装、事業化、技術移転、共同研究その他これらに類する方法により利用することをいう。
- (14)「収益」とは、個別事業の実施により、又は個別事業により得られた成果若しくは設備等を活用することにより得られる収入その他の経済的利益をいう。

3 本事業で提案を求める技術開発等

本事業は、東京における水素の利活用拡大に向け、水素関連分野の市場が未だ十分に形成されていない状況の下、市場の成立に向けた水素関連分野の課題の解明又は解消に資する技術開発、研究開発、製品開発及び実証等(以下「技術開発等」という。)を主たる対象とする。

具体的には、水素社会の実現において必要となるインフラ又はこれに連なるエネルギー利用の実装を支える部材、装置、素材、加工、流通、保安その他これらに類する基盤領域における技術開発等に係る取組を対象とする。

また、水素の製造、輸送、貯蔵及び利用に至るまでの一連の過程の成立に資する前駆物質、エネルギーキャリア及びこれらに付随する技術(メタン合成をはじめとする水素を起点とした燃料生成技術、固体吸着材料その他これらに類するものを含む。)等、上流・周辺領域に係る技術開発等についても、水素関連分野における課題の解明又は解消に資する場合には対象とする。

大学等において創出された技術シーズについては、その研究成果を基盤としつつ、水素関連分野における課題の解明又は解消に資するもの(基礎的な研究から企業等との連携を通じた実用化への展開を含む。)を対象とする。

加えて、個別の技術又は取組が、他の要素技術、装置又は運用と組み合わせられることにより、実際の利用環境において成立するかという観点を有する取組(必ずしも新規の要素技術の創出に限らず、既存技術の適切な組合せ等により実装に資するものを含む。)も、水素関連分野における課題の解明又は解消につながる場合においては対象とする。

4 本事業に参加可能な者

- (1) 本事業に参加することができる者は、公募への参加申請時点において、東京都内で実質的に事業活動又は研究活動を行っている企業、大学、研究機関その他これらに類する者であって、かつ、別紙 5「共同事業実施に関する基本条項」に定める内容に承諾するものとする。
- (2) 前項に定める参加要件の詳細その他必要な事項については、別紙1「本事業に参加可能な者」及び別紙 5「共同事業実施に関する基本条項」に定めるところによる。

5 事業期間

- (1) 本事業の事業期間は、都と民間企業等との間で協定を締結した日から令和 11 年3月 31 日までの範囲内とする。
- (2) 個別事業の実施期間は、前項の事業期間の範囲内において、当該個別事業の内容、実施計画その他の事情を踏まえ、協定において定めるものとする。

6 令和 8 年度の採択予定数及び都の負担上限額

- (1) 令和8年度における募集枠ごとの事業費上限及び採択予定件数は、次のとおりとする。
<R8 年度募集枠と採択予定件数>
A 枠 1億円 1件程度
B 枠 3,000 万円 2件程度
C 枠 1,000 万円 4件程度

- (2) 前項に掲げる内容はあくまで予定であり、応募状況、提案内容その他の事情に応じて、都は各募集枠の採択件数の変更(採択なしを含む)、募集期間の延長又は追加募集を行う場合がある。
- (3) 本事業における共同事業の実施に要する費用については、各募集枠における予算の範囲内、かつ都が負担可能な経費の範囲内(別紙2「共同事業費の取扱い」において定める。)において、都がその全額を負担するものとする。

7 都と事業者の役割分担

- (1) 技術開発等の実施に当たっての都と共同事業者の役割分担は、下表1のとおりとする。
- (2) 複数の民間企業等により構成される共同事業者にあつては、当該構成員の全てが、原則として、都に対し連帯して本事業の遂行に係る責任を負うものとする。ただし、各構成員の役割及び関与の態様その他の事情に応じ、当該責任の範囲については、別紙5「共同事業実施に関する基本条項」に基づき適切に整理されるものとする。

表1 役割分担

都	共同事業者
① 個別事業に要する費用の負担(都が定める負担上限額及び対象範囲内に限る。)	① 個別事業の実施体制の構築及び技術開発等の実施
② 個別事業の実施に関する承認及び必要な指示	② 個別事業に係る企画、申請及び都への承認申請
③ 個別事業の実施に関する助言、調整及び支援	③ 個別事業の進捗管理及び実施状況の報告
④ 個別事業の実施状況、成果その他の取組に関する確認及び評価	④ 技術開発等の実施に必要な資料の作成及び都への提出
⑤ 本事業及び個別事業の広報	⑤ 個別事業に要した経費の適正な管理、帳簿の整備及び証憑の保存並びに都への提出
⑥ その他、本事業の適正かつ円滑な実施に必要な事項	⑥ 個別事業に係る広報及び都の広報への協力
	⑦ 技術開発等の実施に伴い生じた第三者との紛争その他の対応
	⑧ 個別事業の実施及び成果の活用に関する一切の責任の負担
	⑨ その他、個別事業の実施に当たり必要な事項の実施及び負担

8 公募スケジュール

- (1) 公募参加申込書及び質問票の受付
令和8年7月6日(月曜日)から同年8月28日(金曜日)午後5時まで
- (2) 技術開発等提案書の受付
令和8年7月6日(月曜日)から同年9月1日(火曜日)午後5時まで
- (3) 審査結果の通知
令和8年10月初旬(予定)
- (4) 協定締結及び個別事業の開始
令和8年10月中旬(予定)

9 公募への参加手続

本事業への参加を希望する者は、次に定める所定の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出手続の概要

本事業への参加に当たっては、次の2段階で書類の提出を行うものとする。

ア 公募参加申込書の提出

イ 技術開発等提案書その他の指定書類の提出

(2) 公募参加申込書の提出

ア 提出書類

公募参加申込書(第1号様式)

イ 提出期限

令和8年8月28日(金曜日)午後5時必着

ウ 提出方法

Eメール、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。

※ Eメールで提出する場合は、事前に担当まで電話連絡を行うこと。

※ 電子ファイルが重い場合の対応については個別に担当まで相談のこと。

※ 持参の場合の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 技術開発等提案書及びその他の指定書類の提出

ア 提出書類

(ア) 技術開発等提案書(任意様式)

(イ) 構成員一覧(第4号様式) ※複数者で参加する場合のみ

(ウ) 会社等概要(設立年月日、組織図、所在地、役員構成、事業内容及び経営状況等が分かるもの)

(エ) 納税証明書(都道府県税事務所が発行する直近の法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの)

※ 複数者で応募する場合は、(イ)と併せ、構成員全ての(ウ)及び(エ)を提出すること。

※ (ウ)は既存の会社概要資料、パンフレット又は定款等で差し支えない。

※ 必要に応じ、損益計算書、貸借対照表その他追加資料の提出を求める場合がある。

イ 提出期限

令和8年9月1日(火曜日)午後5時必着

※ 提出書類に不備があった場合の修正期限についても、上記期限と同様とする。

ウ 提出方法

Eメール、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。

※ Eメールで提出する場合は、事前に担当まで電話連絡を行うこと。

※ 電子ファイルが重い場合の対応については個別に担当まで相談のこと。

※ 持参の場合の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

エ 提出部数

(ア) Eメールの場合

一式の電子データを提出すること(紙媒体の提出は不要)

(イ) 持参又は郵送の場合

- ・技術開発等提案書 6部(両面印刷)
- ・構成員一覧、会社等概要、納税証明書 各1部
- ・上記全ての電子データを格納した媒体(CD-ROM 等) 1部

(4) 提出先(担当)

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課技術開発支援担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 20 階中央
電話番号:03-5000-8010
メールアドレス:S0291503@section.metro.tokyo.jp

(5) 質問の受付及び回答

本事業に関する質問については、次のとおり受け付ける。

ア 提出書類

質問票(第2号様式)

イ 質問期限

令和8年8月28日(金曜日)午後5時必着

ウ 提出方法

Eメールにより提出すること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、原則として、質問の受領から1週間以内を目途に、公募参加申込書を提出した者全員(辞退者を除く。)に対して Eメールにより通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 質問内容が軽微である場合

(イ) 特定の提案内容に密接に関係する場合

※ 上記の場合には、質問者に対して個別に回答することがある。

オ その他留意事項

(ア) Eメールの件名は、「東京における水素実装課題解決技術開発促進事業に関する質問」とすること。

(イ) 担当は、質問を受領した場合には受領確認の Eメールを送信する。質問提出後、数日を経過しても受領確認の連絡がない場合は、受信エラー等の可能性があるため、電話により担当へ確認すること。

(6) 参加辞退

公募参加申込書の提出後に公募への参加を辞退する場合は、辞退届(第3号様式)を、Eメール、持参又は郵送のいずれかの方法により担当まで提出すること。

(7) 参加に当たっての留意事項等

公募への参加を希望する者は、次に掲げる事項について了承の上で応募すること。

なお、応募をもって本要領の内容に同意したものとみなす。

- ア 参加に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 提案は、1者(共同で応募する場合を含む。)につき1提案までとする。ただし、複数の者により応募する場合において、当該技術開発等において中核的な役割を担わない構成員については、複数の提案への参加を認める。
- ウ 提出書類は返却しない。
なお、提案内容に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、提案した民間企業等に帰属するものとする。
- エ 本事業の実施に当たり、第三者の権利を使用する場合は、当該権利の処理を共同事業者の責任及び負担において行うものとする。
- オ 本事業は令和8年度から令和10年度までの3か年度の実施を予定しているが、各年度の東京都予算において本事業に係る予算が成立しない場合は、事業を中止することがある。この場合における対応については都と共同事業者が協議するものとし、これにより共同事業者に生じた損失について都は補償しない。

10 技術開発等提案書の作成

本事業の公募への参加に当たって提出する「技術開発等提案書」の作成においては、次の事項に留意すること。

(1) 提案内容に関する事項

- ア 提案する技術開発等の目的、内容及び実施背景を簡潔かつ明確に記載すること。
なお、当該提案が、水素関連分野における市場の成立に向けた課題の解明又は解消にどのように資するものであるかを明確にすること。
- イ 提案の実現により期待される効果並びに社会実装、事業化又は将来的な活用に向けた見込み(想定される用途、市場、導入主体、応用分野等を含む。)を具体的に示すこと。
- ウ 既存の技術又は製品との比較における新規性、独自性及び優位性を明確にすること。

(2) 実施体制及び実施計画

- ア 技術開発等の実施体制及び各構成員の役割分担を明確に記載すること。
- イ 従事者の経歴及び専門性を示すこと。
- ウ 技術開発等の実施に当たっては、事業全体の進捗管理及び都との連絡調整を担う責任者を配置することを想定しており、その役割を担う人材について明確にすること。
- エ 外部への委託を予定する場合は、その内容、委託予定先及び当該委託に係る役割分担を明示すること。
- オ 事業期間中の各年度における実施内容(計画)及びその実施時期(スケジュール)を具体的に示すこと。

(3) リスク及び対応

- ア 技術開発等の実施に当たり想定されるリスク又は懸念事項(技術面、事業面、体制面その他を含む。)を整理すること。

- イ 前号のリスク等に対する対応策又は低減策を、提案時点において合理的に想定可能な範囲で示すこと。特に、提案の実現性に重大な影響を及ぼすリスクについては、優先的に記載すること。

(4) 費用及び資金計画

- ア 技術開発等の実施に要する費用の総額を示すこと。
- イ 事業期間中の各年度における資金計画(各構成員の負担額及びその資金の調達方法を含む。)を示すこと。
- ウ 総事業費のうち、都による負担を希望する金額(共同事業費)を示すこと。
なお、いずれも提案時点における概算で差し支えない。

(5) 実績及び補足資料

- ア 類似の技術開発等の実績がある場合は、その内容を記載すること。

(6) 実証に関する事項

- ア 提案内容に実証を含む場合は、原則として東京都内において実施すること。
- イ 提案の性質上、都外での実施が合理的である場合は、その理由を明示すること。
- ウ 実証フィールドの確保及び関係者との調整は、提案者において行うこととし、その実施に向けた具体的な見込み(候補地、関係者との調整状況等)を示すこと。

(7) その他

- ア 提案する技術開発等の実施に当たり、都による支援を特に希望する事項がある場合は、その内容を明示すること。
- イ 提案内容の理解に資するデータ、図表その他補足資料がある場合は、必要に応じて添付すること。

(8) 形式等

- ア 用紙はA4横とし、頁数は問わない。
- イ A4では表現が難しい場合(スケジュール等)に限り、A3横の使用を認める。この場合は事前に担当へ連絡すること。
- ウ 使用言語は日本語とする。

(9) 電子データ

提出する電子データは、Microsoft Office 形式又は PDF 形式とし、CD-ROM 等の媒体に格納すること。

11 審査と採択

(1) 審査

審査は、以下の要素を総合的に勘案して行うものとする。

なお、本事業における審査は、水素関連分野における市場の成立に向けた課題の解明又は解消に資するものであるかを基本的な判断軸とし、提案の内容、実現可能性及び波及効果を総合的に評価する。

- ア 本事業は市場創出型の取組であることを踏まえ、既存市場の有無のみにとらわれることなく、将来的な社会実装の可能性及び技術の発展性を含めて評価を行う。
- イ 提案主体の性質(民間企業等のうち、企業、大学、研究機関等)に応じ、それぞれの特性を踏まえて総合的に評価を行う。
- ウ 企業による提案については、事業化及び社会実装の具体性を重視し、想定する用途又はターゲットと技術との整合性及び社会実装に向けた合理的な道筋を評価する。
- エ 大学等による提案については、将来的な社会実装又は応用可能性を重視して評価する。
- オ 審査は、各審査項目の評価結果に加え、提案内容の成熟度、構成のバランスその他の事情を踏まえ、総合的に判断して行う。
- カ なお、主な審査項目及び評価の視点は、提案主体の別に次のとおりとする。
また、都は、必要に応じて、提案内容に係る追加のヒアリングや資料の提出を求める場合がある。

表2 主な審査項目と評価の視点

企業提案の場合

審査項目	評価の視点
事業性・社会実装性	・ 想定する用途・ターゲットが明確か ・ 技術又は製品と用途の整合がとれているか ・ 水素関連分野における課題の解明又は解消にどのように資するかが具体的か ・ 社会実装に向けた現実的な道筋が示されているか ・ 補助終了後の継続可能性が見込まれるか
技術的優位性	・ 新規性があるか ・ 独自性があるか ・ 既存技術と比較した優位性があるか ・ 技術として成立しているか(基礎妥当性)
実施体制及び実現性	・ 実施体制が適切に構築されているか ・ 役割分担が明確か ・ スケジュールが現実的か ・ 開発から実装に至る一貫性があるか
リスク管理	・ 実装上の課題・制約を把握しているか ・ コスト・事業継続性に関するリスクが整理されているか ・ 実務的な対策が示されているか

波及効果・政策適合性	・当該課題の解決が東京における水素利活用の拡大にどのように寄与するか ・水素関連分野における他の課題の解明又は解消につながる波及効果が見込まれるか ・当該取組が他の分野、用途又は主体に展開される可能性があるか ・エネルギー政策(安定性・経済性等)との整合があるか ・産業創出又は水素のエコシステム形成に資するか
------------	---

大学・研究機関提案の場合

審査項目	主な視点
事業性・社会実装性	・将来的な社会実装又は応用可能性があるか ・対象とする課題の設定が適切であり、その課題の解明に資する研究内容となっているか ・技術の展開可能性(他分野・他用途)があるか ・企業等との接続可能性(共同研究、技術移転、実証連携等)が見込まれるか
技術的優位性	・新規性があるか ・独自性があるか ・既存技術と比較した優位性があるか ・技術として成立しているか(基礎妥当性)
実施体制及び実現性	・研究体制が合理的か ・従事者の専門性が十分か ・外部連携(企業等)の構成が妥当か ・研究の進展に応じた柔軟な対応が見込まれるか
リスク管理	・技術的不確実性を適切に認識しているか ・研究上の主要リスクが整理されているか ・継続的検証・改善の考え方が示されているか
波及効果・政策適合性	・当該研究成果が水素関連分野における課題の解明又は解消にどのように発展する可能性があるか ・水素利活用の拡大に向けた基盤形成に寄与するか ・関連分野への知見の展開又は技術の横断的な応用が見込まれるか ・将来的な産業創出又は技術領域の発展につながる可能性があるか

(2) 採択と結果通知

- ア 前項の審査の結果、総合的に優れた提案を R8 年度採択事業とする。
- イ 都は、採択・非採択に関わらず、公募に参加した民間企業等全者に対してその結果を個別に通知する(複数者での参加にあっては代表機関に通知する)。

ウ 都は、事後の状況の変化により、非採択とした提案についても改めて実施に係る打診（追加募集又は条件調整を含む。）を行う場合がある。

12 採択後の手続及び事業開始後の流れ

(1) 採択後の協議及び書類の提出

都は、審査の結果を踏まえ採択候補となった者に対し、その旨を通知する。

なお、当該採択は協定締結をもって確定する。

採択候補者は、個別事業の開始に向けて、都との間で事業内容、実施体制その他必要事項について協議を行うとともに、速やかに(別途指定する期日までに)次に掲げる書類を提出すること。

【採択手続時の提出書類】

- ・法人の登記事項証明書の写し又はこれに準ずる書類(大学、研究機関等にあつては、設置根拠、組織概要等を確認できる書類を含む。)
- ・個別事業の実施予定期間全体に係る事業計画(全体計画)
- ・初年度の実施内容及び実施時期を具体化した年度計画
- ・都のホームページ等での公表に用いる広報素材

(2) 協定の締結

前項の協議において合意に至った内容に基づき、都と民間企業等との間で、個別事業の実施に関する基本的事項を定めた協定を締結する。

なお、当該協議が整わない場合には、都は採択を取り消すことがある。

(3) 個別事業の開始及び公表

共同事業者は、前項の協定締結後、個別事業を開始するものとする。

都は、協定締結後、個別事業の名称、共同事業者の名称、事業の概要その他必要な事項(ただし機密情報を除く。)について公表を行う。

また、事業期間中における打合せの実施方法、報告書の様式及び提出方法その他の実務的な事項については、都が別に通知する。

(4) 事業開始後の報告等

共同事業者は、各事業年度の終了時及び必要に応じて中間時点(初年度を除く。)において、事業の実施状況に関する報告書並びに当該年度に支出した費用の明細及び証憑を都に提出しなければならない。

技術開発等の実施状況については、原則として月次又は四半期ごとに進捗の共有を行うことを想定しており、その実施に対応可能な体制及び計画とすること。

(5) 事業内容の変更、中止及び撤退について

個別事業の実施に当たっては、協定に基づき内容の変更、中止又は撤退が行われる場合があるが、これらの取扱いについては、別紙 5「共同事業実施に関する基本条項」に基づき適切に対応するものとする。

なお、当該変更、中止又は撤退に当たっては、事前に都との協議を要する場合があり、またその内容に応じて、費用の返還その他必要な措置が求められることがある。

13 担当

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課技術開発支援担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎20階中央

電話番号:03-5000-8010

メールアドレス:S0291503@section.metro.tokyo.jp

別紙1 本事業に参加可能な者

1 基本要件

本事業に参加することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 公募への参加申請時点において、東京都内において実質的に事業活動又は研究活動を行っている企業、大学、研究機関その他これらに類する者であること。
- (2) 別紙 5「共同事業実施に関する基本条項」に定める内容を理解し、これに承諾すること。
- (3) 本事業を適切かつ円滑に遂行するために必要な体制、技術的能力及び実施能力を有すると認められること。

2 欠格要件

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本事業に参加することができない。

- (1) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当する者
- (3) 東京都から指名停止その他これに準ずる措置を受けている期間中の者
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる反社会的勢力に該当する者
- (5) 法人その他の団体の役員又は構成員に前号に該当する者が含まれる者
- (6) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を主たる目的とする者
- (7) 同一又は類似の内容について、国、地方公共団体その他の公的機関から重複して補助等を受けている者
- (8) その他、都が本事業の実施主体として適当でないと認める者

なお、上記の欠格要件は主として応募時点における要件であるが、採択後においてこれらに該当することとなった場合の事業の取扱い(継続の可否、条件付与その他の措置)については、当該事由の内容、重大性及び個別事業との関連性を踏まえ、都において個別に判断する。

この場合において、特に、反社会的勢力への該当その他これに準ずる重大な事由については、原則として事業への参加を認めない。一方で、指名停止その他これに準ずる措置については、その対象範囲及び理由並びに個別事業との関連性を踏まえ、事業の継続の可否又は必要な条件の付与について判断する。

3 複数者による参加

複数の民間企業等が共同して応募する場合は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 当該共同事業者を代表する代表機関を定めること。
- (2) 代表機関は、当該共同事業者の統括主体として、本事業の遂行に主体的に関与すること。
- (3) 構成員は、それぞれの役割分担に基づき、本事業の遂行に必要な能力を有すること。
- (4) 構成員の全てが、第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 構成員の全てが、別紙 5「共同事業実施に関する基本条項」の内容を理解し、これに承諾すること。

- (6) 構成員のうち、代表機関及び本事業の主要な実施に関与する者(都が認める者)は、第1項第1号に定める東京都内における活動要件を満たすこと。

4 東京都内における活動の考え方

第1項第1号に規定する「東京都内において実質的に事業活動又は研究活動を行っている」とは、単に所在地を有するのみならず、事業又は研究の実態が東京都内に存在すると客観的に認められる状態をいう。

なお、その判断に当たっては、所在地、人的体制、研究設備、事業実態その他の事情を総合的に勘案し、都が行うものとする。

また、大学、研究機関等にあつては、当該拠点の所在地にかかわらず、本事業に係る活動又はその成果の活用が東京都内において見込まれ、かつ東京にとって有為であると認められる場合には、本要件を満たすものとして取り扱うことがある。

別紙2 共同事業費の取扱い

1 基本的な考え方

本事業において都が負担する費用(以下「共同事業費」という。)は、個別事業の実施に必要な経費のうち、都が適当と認めるものについて、予算の範囲内で負担するものとする。共同事業費は、社会実装に向けた技術開発等を推進する観点から、効率的かつ適正に使用されなければならない。

2 共同事業費の上限

共同事業費の上限は、個別事業の対象枠及び実施期間に応じ、下表1に定めるとおりとする。

3 共同事業費の上限に関する補足

前項の上限に関し、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 前号の上限は、三か年での合算額を基本とする。
- (2) 個別事業を単年又は二か年で実施する場合は、それぞれ下表1に定める合算上限額を適用する。
- (3) 各事業年度における共同事業費については、前項の合算上限額にかかわらず、対象枠ごとに設定された年度上限額を適用する。

表1 共同事業の対象枠と1件当たり共同事業費の上限額について

A 枠 共同事業費上限額:1億円

単位:万円(税込)

区分	共同事業費 各年度上限額			共同事業費 合算上限額
	第一年度	第二年度	第三年度	合算
単年	2,000	-	-	2,000
二か年	2,000	4,000	-	6,000
三か年	2,000	4,000	4,000	10,000

B 枠 共同事業費上限額:3,000万円

単位:万円(税込)

区分	共同事業費 各年度上限額			共同事業費 合算上限額
	第一年度	第二年度	第三年度	合算
単年	600	-	-	600
二か年	600	1,200	-	1,800
三か年	600	1,200	1,200	3,000

C 枠 共同事業費上限額:1,000万円

単位:万円(税込)

区分	共同事業費 各年度上限額			共同事業費 合算上限額
	第一年度	第二年度	第三年度	合算
単年	200	-	-	200
二か年	200	400	-	600
三か年	200	400	400	1,000

4 共同事業費の支払

共同事業費の支払は、次に掲げるところによる。

- (1) 共同事業費は、各事業年度又は個別事業の終了後、共同事業者から提出される実績報告書及び支出証憑等の確認を経て、確定する。
- (2) 前号により確定した額について、共同事業者からの請求に基づき支払うものとする。
- (3) 支払は、原則として各事業年度終了後の精算払とする。
- (4) 共同事業費(都が負担する費用)は、各事業年度において支出された費用に限るものとし(初年度は協定締結日から当該年度末までとする。)、年度を遡る支出又は翌年度への繰越は認めない。

5 概算払

資金繰りの状況その他の事情に照らし必要があると認められる場合には、都は、必要な範囲で概算払を行うことがある。

- (1) 概算払の対象は、次に掲げる者とする。
 - ア 大学、公的研究機関その他これらに準ずる非営利の研究機関
 - イ 中小企業(中小企業基本法に定める中小企業に該当するもの)
- (2) 大企業については、原則として概算払は認めない。ただし、特段の事情があると都が認める場合は、この限りでない。
- (3) 中小企業に該当する場合であっても、資本構成、出資比率その他の事情により実質的に大企業の支配下にあると認められる場合(以下「みなし大企業」という。)は、大企業に準じて取り扱う。
- (4) みなし大企業に該当する場合であっても、次に掲げる事情に照らし、資金繰りに制約があると認められる場合には、都は個別に判断の上、概算払を認めることがある。
 - ア 研究開発段階にあり、継続的な収益が見込まれないこと。
 - イ 手元資金が当該事業の遂行に対して十分でないこと。
 - ウ 金融機関からの資金調達が困難であること。
 - エ 親会社又は出資者からの資金供給が限定的であること。
 - オ その他、事業の性質上、先行投資負担が大きいと認められること。

6 概算払の上限及び手続等

概算払の上限額、回数及び手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 概算払の額は、原則として各事業年度の共同事業費上限額の50%を超えないものとする。
- (2) 概算払の回数は、各事業年度につき1回を上限とする。
- (3) 概算払を希望する共同事業者は、あらかじめ都に申請し、その承認を得なければならない。
- (4) 都は、個別事業の進捗状況、資金使途の適正性その他の事情を踏まえ、概算払の可否及び額を決定する。

7 対象経費の基本的要件

対象経費は、次に掲げる要件を全て満たすもののうち、都が適当と認めるものに限る。

- (1) 個別事業の実施に合理的に必要と認められる費用(技術開発等の目的の達成に必要な試行及び検証の過程を含む。)であり、当該過程における不確実性及び生じ得る結果を踏まえた上で、必要最小限のものであること。
- (2) 内容、単価及び数量が社会通念上妥当な範囲であること。
なお、都は、当該費用の内容、単価、数量又は金額が過大であると認める場合には、その全部又は一部を対象外とすることができる。
- (3) 事業期間内に契約、取得、納品、実施及び支払が完了するものであること。
- (4) 支出の内容について証憑により確認が可能であること(使途、単価、規模等)。
- (5) 当該事業に係る費用として、他の費用と明確に区分できるものであること。
- (6) 取得する財産の所有権が共同事業者に帰属するものであること(やむを得ない場合を除く)。
- (7) その他、都が適当と認めるものであること。

8 対象経費の区分

対象経費は、個別事業に係る経費の内容及び経理処理の明確化のため、次に掲げる区分により整理する。

なお、第1号から第5号の費目は、別紙 5「共同事業実施に関する基本条項」第9条に定める直接経費に該当する。

- (1) 原材料・副資材費
- (2) 設備導入・保守費
- (3) 人件費
- (4) 外注・委託費
- (5) その他費用
- (6) 間接経費(大学、研究機関等に限る)

9 各費目の定義及び取扱い

対象経費の費目の定義及び取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各費目の定義その他
表2「都の負担対象となる費用一覧」のとおり
- (2) 人件費の算定に係る基準等

表3「人件費単価一覧」に定めるとおり

なお人件費単価一覧については、事業年度のものに都度更新する。

表2 都の負担対象となる費用一覧

費目	凡例
1 原材料・副資材費	成果物の構成部分として使用される原材料及び副資材、並びに研究開発、試作、実証又は量産準備段階において直接使用され、又は消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費をいう。 【注意事項】 ア 成果物の構造又は機能の一部として組み込まれるものは、全て本区分により計上すること。 イ 使用状況を明確にするため、受払簿(任意様式)を作成し、受払年月日及び数量等を記録すること(全て使用した場合を含む。) ウ 仕損品、テストピースその他これらに類するものが生じた場合には、当該物品の廃棄等について都の承認を得るまで適切に保管すること。 なお、保管が困難な場合は、事前に都の承認を得た上で、写真等による記録をもって代えることができる。 エ 個別事業において使用されずに残存した物品に係る費用は、対象外とする。
2 設備導入・保守費	個別事業において実施する研究開発、実証、実装又は量産準備に直接使用する設備及び機器(成果物に組み込まれるものを除く。)の購入、製作、据付、改造又はこれらに付随する工事に要する経費をいう。 【注意事項】 ア 成果物の構造又は機能の一部として組み込まれる機械装置等は、原材料・副資材費により計上すること。 イ リース又はレンタルによる場合は、協定締結日以降に契約を締結したものに限り対象とする。 ウ 割賦による場合は、全ての支払が協定締結日以降に行われるものに限り対象とする。 エ 1件 100 万円(税抜)以上の購入品については、原則として2社以上の見積書(単価、数量、規格、メー

	カー、型番等の記載があるもの)を徴取すること。ただし、市販品については価格表示のあるカタログ等の添付をもってこれに代えることができる。 オ 対象設備は、原則として東京都内の事業所等に設置・保管するものとし、完了審査において都の確認を受けるものとする。ただし、技術的又は実証上の必要性等により、東京都内での設置が困難又は不合理であると認められる場合は、この限りでない。 カ 中古品を導入する場合は、比較資料等により導入費用の妥当性が確認できること。 キ 当該設備について行う点検、修理又はメンテナンスに要する経費は、個別事業の実施に不可欠な範囲に限り対象とする。 ク 通常の維持管理又は事業の継続に直接関係しない修理及びメンテナンスに係る経費は、対象外とする。 ケ 土地又は建物の取得に要する経費は対象外とする。ただし、当該設備の設置、運用又は安全確保のために必要最小限の建屋、架台、基礎その他これらに類する構築物については対象とすることがある。 【対象外となる費用の例】 ① 個別事業に直接使用しない設備(例:事務用設備、汎用的な生産設備、既存事業との共用設備 等)に係る費用 ② 応募者の管理下でない場所又は個別事業との関係が明確でない場所に設置する設備に係る費用
3 人件費	人件費とは、個別事業の実施に直接従事した者に係る経費であって、当該事業に直接従事した時間に応じて、共同事業者と雇用関係又はこれに準ずる関係にある者に対して支払われる賃金、給与その他これらに類する経費をいう。 この経費には、個別事業の遂行に不可欠な役割を担う者の人件費を含むものとし、例えば、企業における事業責任者、技術責任者その他の主要な社員又は役員、並びに大学及び研究機関等における研究責任者、研究員、ポ

	ストドクトラル研究員その他これらに類する者が該当する。 また、派遣社員その他これに類する形態により人材を受け入れている場合であっても、当該人材が共同事業者の指揮命令の下で日常的に業務に従事し、業務内容及び勤務態様が実質的に社員と同様であると認められるときは、人件費として取り扱うものとする。 【注意事項】 ア 直接人件費の申請額上限は、年度当たり 1,000 万円／人とする。 イ 対象となるのは、共同事業者の社員及び役員のうち、常態として共同事業者の業務に従事し、共同事業者から毎月一定の報酬又は給与が支払われている者とする。役員の場合は登記事項証明書、社員の場合は雇用保険被保険証等、当該関係を証明する書類を提出すること。 ウ 対象は、実際に技術開発等に従事した時間に限るものとし、報告時には従業者別の作業日報又は月報を提出すること。 エ 従事時間の上限は、労働基準法に基づき認められる範囲内とする。 オ 対象時間数は、年間 1,800 時間を上限とする。この場合において、当該時間は対象経費の算定上の上限であり、実際の勤務時間又は勤務形態(裁量労働制その他の柔軟な勤務形態を含む。)を制限するものではない。 なお、当該事業に従事する時間の管理に当たっては、労働関係法規を遵守するものとし、著しく長時間にわたる勤務その他社会通念上適切でないと認められる働き方により生じた時間については、都の負担対象外とすることがある。 カ 時間給の単価は、本別紙表3「人件費単価一覧」に定める単価を適用すること。 キ 各従事者の当月対象費用算定額(時間給×当月従事時間)が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額を上限とする。 ク 採択後、就業規則及び賃金規程を提出すること。 ケ 個別事業の実施に係る検討、設計、技術的意思決定その他これらに類する会議に従事した時間について
--	--

	ては、人件費の対象とすることができる。ただし、一般的な社内会議、経営管理、総務又は経理に関する業務等、個別事業に直接関係しないものは対象外とする。 【対象外となる費用の例】 ① 個別事業に直接関係のない業務により発生する費用（例：経理事務等の経常業務） ② 個人事業者の自らに対する報酬 ③ 雇用関係が確認できない者に係る費用 ④ 給与又は報酬の支払実績が確認できないもの ⑤ 給与の支払が口座振込以外により行われている場合
4 外注・委託費	外注費及び委託費とは、個別事業の実施に当たり、その目的の達成に必要であって、共同事業者が自ら実施することが困難である業務又は自ら実施するより専門性、効率性若しくは合理性の観点から外部の知見又は能力を活用することが適当である業務について、外部の事業者、大学、試験研究機関、専門家その他これらに類する者に委託又は外注する場合に要する経費をいう。 この場合において、本区分における外注及び委託には、別紙 5「共同事業実施に関する基本条項」第 33 条に定める第三者への委託(再委託)を含むものとする。 当該経費には、例えば次に掲げる業務に係るものを含む。 (1) 研究開発、試作、実証又は量産準備に係る設計、試作、評価、解析、エンジニアリング等の業務 (2) 大学、研究機関等との共同研究又は共同開発 (3) 外部専門家による技術的又は事業的助言、指導、レビュー又はコンサルティング (4) 実証又は試験に伴う輸送、設置、現地対応等の業務 (5) 市場調査、需要分析、顧客分析等の調査業務 (6) 規格、基準又は認証に係る取得、登録又は評価業務 (7) 技術移転、知的財産活用又はこれに付随する支援業務 (8) 翻訳、通訳、速記その他専門的支援業務 (9) 試作品、実証設備等の廃棄処理等に係る業務

	【注意事項】 ア 外注又は委託する内容については、あらかじめ業務内容、委託先、費用等を明確にし、都に報告の上で実施すること。 イ 外注又は委託する業務は、個別事業に直接関係するものに限るものとし、共同事業者の通常業務又は管理業務を含めてはならない。 ウ 外注又は委託による場合であっても、共同事業者が当該業務の内容を把握し、適切に管理する責任を負うものとする。 エ 外部専門家から助言、指導等を受けた場合には、その内容が分かる記録又は報告書を作成し、実績報告時に提出すること。 オ 外部に委託して実施した調査、分析又は評価については、当該成果物(報告書等)を実績報告時に提出すること。 カ 外注又は委託を行う場合であっても、本事業の中核となる内容については第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ都の承認を得た場合はこの限りでない。 キ 外注又は委託を行う場合には、当該委託先との契約において、当該業務により得られる成果、データ、知的財産その他の帰属及び利用条件について、本要領及び協定の趣旨に沿った適切な条件を定めるものとする。
5 その他費用	個別事業の実施に当たり、前各号に掲げる費用のほか、必要と認められる経費であって、当該事業の目的達成に資するものとして都が適当と認めるものをいう。 当該経費には、例えば次に掲げるものを含む。 ① 不動産賃借料 個別事業の実施に必要な事務所、施設、実証場所等を新たに賃借する場合に要する経費 ② 知的財産権等費 成果に係る特許、実用新案等の出願、取得、維持又は活用に要する経費 ③ マーケティング費

	個別事業の成果の社会実装又は事業化に向けて必要な市場調査、需要分析、顧客ヒアリング又はこれらに類する取組に要する経費 企業間の連携、開発した技術・製品の紹介、販路開拓その他これらに類する取組については、マーケティング費として整理するものとする。 ④ 人材・交流費 個別事業の成果最大化又は社会実装基盤の形成に資するものとして、若手研究者、学生、規制機関、認証機関その他これらに類する者との意見交換、現場見学、技術説明その他の交流の実施に要する経費 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、個別事業の目的達成に必要と都が認める経費 【注意事項】 ① 不動産賃借料については、協定締結日以降に新たに契約したものに限り対象とする。 ② 不動産の賃借に当たっては、個別事業専用であるか、又は他事業との区分が明確にできるものに限る。 ③ 敷金、礼金、保証金、保険料その他これらに類する費用は対象外とする。 ④ 賃借料に光熱水費その他の付随費用が含まれている場合は、当該費用相当額を除いた部分に限り対象とする。 ⑤ 知的財産権等費については、当該成果の創出又は事業化に直接関係するものに限り対象とする。 ⑥ マーケティング費については、原則として個別事業に係る費用総額の5%を上限とする。 ⑦ マーケティング費について、前号の範囲を超えて支出しようとする場合は、あらかじめ都の承認を得なければならない。 ⑧ 人材・交流費については、個別事業との関係が明確であり、当該個別事業又は本事業の目的に照らし合理的に関連する場合に限り対象とする。 本経費の対象となる取組は、共同事業者の了承の下で実施されるとともに、秘密保持、知的財産の保護及び安全管理に関し必要な措置が講じられているものに限る。
--	---

	⑨ 人材・交流費については、実施内容、対象者、回数及び費用において、あらかじめ都の確認を受けること。本経費は、個別事業の実施に支障を及ぼさない範囲において、必要最小限の規模及び内容で実施するものとする。 【対象外となる費用の例】 ① 共同事業者、代表者その他これらに準ずる者が所有する不動産の賃借に係る費用 ② 個別事業の実施に直接使用されるものとして特定又は区分することができない事務所、施設等の利用に係る費用 ③ 実体を伴わない事務所の利用に係る費用(バーチャルオフィスの利用料その他これに類するもの) ④ 名刺、ノベルティ、広告物その他の一般的な販促活動に係る費用 ⑤ 企業等の採用活動又はこれらに類する活動に係る経費 ⑥ 飲食費、記念品その他これらに類する費用 ⑦ 一般的な教育活動、講義又は大学における通常の研究教育活動に係る経費
6 間接経費	大学、研究機関等において、個別事業の実施に伴い必要となる管理運営費その他の間接的経費をいう。 当該経費の算定方法、上限その他の取扱いについては、本別紙の「間接経費」による。

表3 人件費単価一覧

単位:円

報酬月額(給与等)	人件費単価(時給)
～ 130,000	1,050
130,000 ～ 138,000	1,120
138,000 ～ 146,000	1,190
146,000 ～ 155,000	1,260
155,000 ～ 165,000	1,340
165,000 ～ 175,000	1,420
175,000 ～ 185,000	1,510
185,000 ～ 195,000	1,590
195,000 ～ 210,000	1,680
210,000 ～ 230,000	1,850
230,000 ～ 250,000	2,010
250,000 ～ 270,000	2,180
270,000 ～ 290,000	2,350
290,000 ～ 310,000	2,520
310,000 ～ 330,000	2,690
330,000 ～ 350,000	2,850
350,000 ～ 370,000	3,020
370,000 ～ 395,000	3,190
395,000 ～ 425,000	3,440
425,000 ～ 455,000	3,700
455,000 ～ 485,000	3,950
485,000 ～ 515,000	4,200
515,000 ～ 545,000	4,450
545,000 ～ 575,000	4,710
575,000 ～ 605,000	4,960
605,000 以上	5,210

- ア 表の「報酬月額(給与等)」欄に基づき、当該従事者に該当する人件費単価を適用すること。
- イ 報酬月額(給与等)は、基本給に諸手当(賞与及び通勤手当を除く。)を加算した額により算出すること。
- ウ 本表に定める人件費単価は申請時点における東京都の基準に基づくものであり、採択後においては、各事業年度に適用される東京都の基準により見直しを行うものとする。この

場合において、適用される単価は、当該事業年度における対象期間に応じて適切に適用すること。当該見直しに伴い必要となる場合には、年度計画の変更として適切に反映するものとする。

- エ 人件費単価の適用に当たっては、事業期間内における支給実績のうち最も低い報酬月額（給与等）を基準とするものとし、これにより算定される単価は、申請時の単価と異なる場合がある。
- オ 従業員の雇用に当たっては、都道府県ごとに定められた最低賃金を上回る賃金を支払うとともに、関係法令を遵守し、適正な労働条件を確保すること。
- カ 本事業に係る人件費の支出に当たっては、公的資金の適正な執行の観点を踏まえ、不当な低廉設定その他不適切な労務管理が行われないよう留意すること。

10 間接経費

大学、研究機関等にあつては、個別事業の実施に伴い必要となる間接経費について、対象経費として計上することができる。

- (1) 大学又は研究機関に係る間接経費は、当該機関が支出する直接経費に一定割合を乗じて算定するものとする。
- (2) 間接経費は、直接経費に上乗せして別途措置されるものではなく、当該事業年度における共同事業費の総額の範囲内において計上するものとする。
- (3) 間接経費の額は、直接経費の合計額の15%以内とする。
- (4) 当該算定に当たっては、算定の基礎となる直接経費の範囲及び適用した割合について、確認できるものとする。
- (5) 間接経費は、当該機関の管理運営その他本事業の実施に必要な経費に充てるものとし、その具体的な使途については、当該機関の内部規程等に基づき適切に管理されるものとする。
- (6) 本要項に定めのない間接経費の取扱いについては、国の定める競争的研究費制度の取扱い（科学研究費助成事業を含む。）を準用して取り扱うものとする。

11 対象外経費（全費目共通）

次に掲げる費用は対象外とする。

- (1) 個別事業の目的にて適合しない費用
- (2) 消費税を除く租税公課、振込手数料、利子、通勤手当、日当、飲食費及び収入印紙等に係る費用（ただし、「費用一覧」にて対象費用として指定しているもの及び都の事前承認を受けたものを除く。なお、消費税免税事業者に対しては、都は消費税を負担しない。）
- (3) 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備がある費用
- (4) 使途、単価及び規模等の確認が不可能な費用
- (5) 他の事業に要した費用と明確に区分できない費用
- (6) 通常の業務・取引と混在、又は相殺して支払が行われている費用
- (7) 都への報告の時までに支払が未了の費用
- (8) 同一の事由で国、都又は区市町村等から給付金や補助金を受けている費用
- (9) 前各号のほか、社会通念上適当でないと都が判断した費用

12 経費の流用及び緊急対応

共同事業費の流用及び緊急対応については、別紙 3「経費流用及び緊急対応(成果最大化のための運用措置)」に定めるところによる。

別紙 3 経費流用及び緊急対応(成果最大化のための運用措置)

(目的)

第1条 本別紙は、本事業における成果最大化を図る観点から、事業計画の変更手続の一環として行う対象経費の流用及びこれに準ずる緊急時の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 対象経費は、承認された事業計画に基づき使用するものとし、その配分の変更(以下「流用」という。)は、本事業の円滑な実施及び成果最大化に資する場合に限り、例外的に認められるものとする。

2 前項の流用は、原則として個別事業の目的、成果及び基本的な事業構造の範囲内で行うものとする。

(軽微な流用)

第3条 次の各号のいずれにも該当する流用については、事業計画の軽微な変更として取り扱うものとする。

(1) 個別事業の目的、成果及び基本的な事業構造に実質的な変更を生じさせないこと

(2) 当該流用による変更額の累計が、当該事業年度における直接経費の総額の 25%以内であること

2 前項に該当する流用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの手続によるものとする。

(1) 当該流用による変更額の累計が、当該事業年度における直接経費の総額の 10%以内である場合

当該流用の実施後、都に対しその内容を報告するものとする。

(2) 当該流用による変更額の累計が、当該事業年度における直接経費の総額の 10%を超え 25%以内である場合

当該流用の実施前に、都に対しその内容を報告するものとする。

3 都は、前項に基づき報告された流用について、その内容を確認し、本事業の目的又は本要領の趣旨に適合しないと認める場合には、当該流用に係る経費の全部又は一部を対象外とすることができる。

4 都は、第2項第2号の報告内容について必要があると認める場合には、当該流用の実施に関し、必要な助言又は指示を行うことができる。

(重要な変更として取扱う流用)

第4条 次の各号のいずれかに該当する流用については、事業計画の重要な変更として取り扱うものとし、共同事業者は当該流用の実施前に、都の承認を受けなければならない。

(1) 当該流用による変更額の累計が、当該事業年度における直接経費の総額の 25%を超える場合

(2) 前号に掲げるもののほか、個別事業の目的、成果、基本的な事業構造、実施体制又は事業期間に重大な影響を及ぼすおそれがある場合

(マーケティング費に関する特例)

第5条 マーケティング費については、その性質に鑑み、流用による増額割合にかかわらず、当該流用の実施前に都の承認を受けなければならない。

(緊急対応)

第6条 第2条第2項の規定にかかわらず、予見困難な事由により発生し、かつ速やかな対応を要する場合において、個別事業の目的の範囲内での流用により対応することが困難であるときは、例外的に、当該目的の範囲を逸脱するおそれのある経費の支出(以下「緊急対応」という。)を認めることがある。

2 緊急対応は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めるものとする。

(1) 技術開発等の継続に不可欠であること。

(2) 当該事象を放置した場合、個別事業の目的の達成、成果の実現又は事業の安全な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

(3) 当該事象が、事故、故障その他これらに準ずる突発的な事象に起因し、又はこれと同視し得る緊急性を有すること。

(4) 通常の流用又は事業計画の変更手続によっては適時の対応が困難であること。

3 緊急対応に係る経費は、当該個別事業に係る共同事業費の上限の範囲内で計上するものとする。

(緊急対応に係る手続)

第7条 緊急対応を行う場合には、原則として事前に都の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、人命の保護、安全の確保又は被害の拡大防止その他これらに準ずる理由により、事前に承認を受けることが困難であるときは、共同事業者は、必要な措置を優先して実施し、事後にこれを報告することができる。

3 共同事業者は、前項に基づき緊急対応を行った場合には、当該対応の内容、理由及び支出の内訳について、速やかに都に報告しなければならない。

4 都は、前項の報告内容を踏まえ、当該緊急対応の必要性、合理性及び本事業の目的との整合性を踏まえて審査を行い、妥当でないと認める場合には、当該対応に係る経費の全部又は一部を対象外とすることができる。

(流用額の算定)

第8条 流用に係る割合の算定は、同一事業年度内において行われた流用額の累計により行うものとする。

2 同一事業年度内に複数回の流用が行われる場合には、その累計額により第3条及び第4条に定める手続の区分を判断する。

(適格性の確認)

第9条 都は、流用及び緊急対応の内容について、個別事業の目的との整合性及び成果最大化への寄与の観点から、その適格性を確認するものとする。

2 前項の確認の結果、当該流用又は緊急対応が本事業の目的に適合しないと認められる場合には、当該経費の全部又は一部を対象外とすることができる。

別紙4 収益納付の算定方法等について

(定義)

第1条 本別紙において使用する用語の定義は、次の各号による。

- (1) 「対象収益」とは、個別事業に係る取組により、又は当該取組により取得若しくは形成された設備、技術若しくは成果等を活用して生じた収益であって、当該個別事業との間に相当因果関係を有すると認められるものをいう。
- (2) 「個別事業に係る収益額」とは、対象収益のうち、本別紙に定める方法により当該個別事業に帰属すると整理された額をいう。

(収益納付の原則)

第2条 個別事業により対象収益が生じた場合には、共同事業者は、本別紙第6条(事業期間中に収益が発生した場合の特例)又は第7条(再投資による収益納付の代替)に定める場合を除き、本別紙に定める方法により収益納付を行うものとする。

(収益納付の対象期間)

第3条 収益納付の対象期間は、事業期間終了後5年間とする。

(収益納付額の上限)

第4条 収益納付額の累計は、個別事業に対して都が負担した共同事業費の確定額を上限とする。

(収益納付額の算定)

第5条 各年度における収益納付額は、次の算式により算定するものとする。

収益納付額 = 個別事業に係る収益額 × 都負担分の寄与度

2 前項における「個別事業に係る収益額」は、原則として次の算式により算定する。

個別事業に係る収益額 = 全体の営業利益等 × 個別事業売上高 ÷ 全体の売上高

3 前項の規定にかかわらず、当該算式により算定することが当該事業の実態に照らして適切でない場合又は合理的な算定が困難である場合には、共同事業者は、合理的な根拠に基づき別の方法により収益額を算定することができる。この場合においては、あらかじめ都と協議の上、その方法を定めるものとする。

4 第1項における「都負担分の寄与度」は、次の算式により算定する。

都負担分の寄与度 = 都負担分の償却相当額 ÷ 当該年度に要した個別事業関連コスト

5 前項の「都負担分の償却相当額」とは、都負担分の確定額を、個別事業の成果が社会実装及び自主的な事業展開に寄与すると見込まれる標準的な期間としての5年間で均等に按分した額をいう。

6 前項の標準的な期間は、収益納付の算定における便宜的な評価期間として設定するものであり、個別事業の事業価値又は企業価値を評価するものではない。

7 本条において「営業利益等」とは、営業利益を基本としつつ、事業の特性に応じて合理的と認められる場合には、売上総利益その他これに類する指標を含むものとする。

(事業期間中に収益が発生した場合の特例)

第6条 事業期間中に、個別事業に係る設備又は成果を用いた試験的又は限定的な運用(実証試験、試作品の提供、テストマーケティングその他これらに類する活動をいう。)により対象収益が発生した場合であって、当該収益が個別事業の目的又は内容を実質的に変更するものではないと都が認めるときは、前条第5項に定める期間に代えて、当該収益が発生した時点から見た残存事業期間と事業終了後の報告期間を合算した期間を基礎として、都負担分の償却相当額を算定することができる。

(再投資による収益納付の代替)

第7条 共同事業者が、対象収益を、当該個別事業又は当該個別事業を継承若しくは発展させる事業(技術的又は事業的に関連するものに限る。)に再投資し、当該再投資が成果の高度化又は社会実装の促進に資すると都が認める場合には、当該対象収益に係る収益納付の全部又は一部について、納付に代えて当該再投資をもって履行したものとみなすことができる。

2 前項の再投資が、対象収益が計上された事業年度の翌年度以降に行われる場合には、代表機関は、都が定める期限までに再投資計画を提出しなければならない。

3 代表機関は、当該再投資の実施状況及びその内容について、都に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、対象収益が代表機関以外の構成員のみに帰属する場合には、当該構成員による報告をもって代えることができる。

5 都は、前各項の報告内容を確認の上、再投資が適切に実施されたと認めるときは、当該対象収益に係る収益納付義務が履行されたものとして取り扱うものとする。

6 都は、再投資が適切に実施されていないと認める場合には、当該対象収益に係る収益納付を求めることができる。

(報告期間最終年度に収益が計上された場合の特例)

第8条 収益報告期間の最終年度に対象収益が計上された場合には、当該収益に係る確認及び再投資の実施状況の検証のため、当該年度終了後1年間、報告期間を延長するものとする。

(報告及び確認)

第9条 共同事業者は、収益納付の対象期間において、各事業年度の開始に当たり、当該年度における対象収益の発生の見込みについて、都が定める方法により報告するものとする。

2 共同事業者は、対象収益が発生した場合には、各事業年度終了後、都が定める期限までに、その内容、発生要因、算定方法及び算定結果について報告しなければならない。

3 共同事業者は、前項の報告に基づき、当該収益の取扱いについて、再投資の有無及びその内容を含め、都と協議するものとする。

4 共同事業者が第7条に基づく再投資による取扱いを受けようとする場合には、当該再投資の実施状況その他必要な事項について、都に報告しなければならない。

5 都は、前各項の報告内容及び協議結果を踏まえ、当該収益について、収益納付、再投資による代替その他必要な取扱いを決定する。

6 都は、必要があると認める場合には、前各項に係る報告について追加の資料の提出を求め、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

第10条 本別紙に定めのない事項については、本要領その他関係規定又は都が別に定める取扱いによるものとする。

別紙5 共同事業実施に関する基本条項

(事業の趣旨及び目的の尊重)

- 第1条 本事業は、都の政策目的の実現に資するものとして、水素関連分野における市場の成立に向けた課題の解明又は解消に資することを通じて、東京における水素の利活用拡大に寄与する社会的投資として実施するものである。
- 2 本事業は、水素関連分野における市場の成立に向けた課題の解明又は解消に資することを目的として、研究開発及び実証を通じて得られる成果(成果物及びこれに係る知的財産権を含む。以下同じ。)を社会に還元するものとする。
- 3 共同事業者は、本事業の趣旨及び目的を十分に理解し、及びこれを尊重して事業を実施するものとする。

(目的)

- 第2条 本要領は、本事業の実施に係る基本的条件をあらかじめ定めることを目的とする。

(要領の位置付け及び同意)

- 第3条 本要領に記載する事項は、本事業に採択された後に東京都(以下「都」という。)と共同事業者との間で締結する共同事業実施協定(以下「協定」という。)の基本的な内容を構成するものとする。
- 2 本事業は、エネルギー、環境その他社会的に重要な分野に係る研究開発及び実証を対象とするものであり、その実施に当たっては、本事業の目的の実現及び公共の利益への配慮が求められるものである。
- 3 本事業に応募した者は、本要領の内容を十分に理解し、その全ての内容について異議なく承諾したものとみなす。
- 4 前項に基づき、本事業への応募をもって、応募者は協定において定められる義務及び責任を負担することに同意したものとする。
- 5 本事業に採択された者は、本要領の内容を前提として都と協定を締結するものとする。
- 6 本要領に定める事項については、原則として協定においても同様の内容を定めるものとする。ただし、個別事業の内容、特性その他やむを得ない事情により必要がある場合には、本事業の趣旨を逸脱しない範囲で、協定において特則を定めることができる。
- 7 本要領の定めと協定の定めとの間に不一致が生じた場合においては、前項の特則として明示的に定められた事項については当該協定の定めを優先し、それ以外の事項については本要領の定めを優先する。
- 8 応募者は、本要領に記載された条件、義務、責任及びリスクについて、自らの判断と責任において応募するものとし、これらに関して都に対し合理的な理由なく異議を申し立てないものとする。
- 9 本要領に定める条項のうち、公募要領としての性質に基づき定められている条項(第2条、第3条、第4条、第8条その他これらに類する条項を含む。)については、協定締結時において、当該協定の内容、形式及び個別事業の内容に応じて、削除、修正又は読み替えを行う

(事業期間と事業年度)

第4条 個別事業の実施期間(以下「事業期間」という。)は、協定を締結した日から令和 11 年3月 31 日までのうち、最長3か年度の範囲内で協定において定める。

2 事業期間のうち、協定締結の日から令和 9 年3月 31 日までを第一年度、令和 9 年4月1日から令和 10 年3月 31 日までを第二年度、令和 10 年4月 1 日から令和 11 年3月 31 日までを第三年度とする。

(事業計画の提出及び承認)

第5条 共同事業者は、個別事業の実施に当たり、事業計画及び年度計画(当該事業に係る実施内容、実施体制、予算その他必要な事項を含む。)を作成し、あらかじめ都に提出し、その承認を得なければならない。

2 共同事業者は、前項の承認を受けた計画を変更しようとする場合には、あらかじめ都の承認を得なければならない。ただし、個別事業の実施に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでなく、事後に都に報告することをもって足りるものとする。

3 前項における軽微な変更の判断基準その他事業計画の変更に係る具体的な取扱いについては、別紙3「経費流用及び緊急対応(成果最大化のための運用措置)」又は都が別に定める基準によるものとする。

(進捗報告)

第6条 共同事業者は、個別事業の進捗状況について、原則として月次で、都が別に定める時期及び方法により報告しなければならない。ただし、個別事業の内容、特性その他の事情に照らし必要があると認める場合には、都は、当該個別事業に応じて報告の頻度を別に定めることができる。

2 都は、個別事業の実施状況を把握するため必要があると認める場合には、共同事業者に対し、追加の報告又は資料の提出を求めることができる。

3 共同事業者は、前項の求めを受けた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

4 都は、個別事業の実施が、協定に定める内容及び本事業の目的に照らして適合していることを確認するため必要があると認める場合には、前各項に定める報告とは別に、必要な確認を行うことができる。

(改善指示)

第7条 都は、個別事業の実施状況が協定又は本要領に適合しないと認める場合その他本事業の目的に照らし、又は個別事業の目的との関係において必要があると認める場合には、共同事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができる。この場合において、都は、必要に応じて相当の期間を定めて当該措置の実施を求めるものとする。

2 共同事業者は、前項の指示を受けた場合には、これに従い、当該期間内に必要な措置を講じなければならない。

(都の負担上限)

- 第8条 本事業における都の負担額(以下「共同事業費」という。)の総額は、個別事業ごとに、1億円、3,000万円又は1,000万円のいずれかの区分により定めるものとする。
- 2 前項の区分は、応募者が本事業への応募に際して選択した区分を基礎として適用するものとする。ただし、事業の内容、規模その他の事情を踏まえ必要があると認める場合には、都は、共同事業者と協議の上、当該区分を変更し、又は当該区分に定める額と異なる額を定めることができる。
 - 3 共同事業費の総額の範囲内における各事業年度の上限額は、別紙2「共同事業費の取扱い」に定めるところにより、事業期間を通じてあらかじめ配分するものとする。
 - 4 前各項に基づく共同事業費の総額及び各事業年度の上限額は、個別事業ごとに協定において定めるものとする。

(費用の確定及び支払)

第9条 本条における費用の区分は、次のとおりとする。

- (1)総事業費
個別事業の遂行に要する費用の総額をいう。
- (2)共同事業費
総事業費のうち、都が負担する費用をいい、第8条(都の負担上限)及び別紙2「共同事業費の取扱い」に定める各事業年度の予算の範囲内において認められるものとする。
- 2 共同事業費は、事業年度ごとに定める上限額の範囲内で認めるものとし、当該年度において未使用の額がある場合であっても、これを翌事業年度に繰り越すことはできない。
- 3 共同事業費の対象となる費用は、個別事業の実施に直接必要な費用(以下「直接経費」という。)及び第10条に定める間接経費とする。
- 4 前項のうち、直接経費については、使途、単価、数量及び支払の事実が客観的に確認できるものに限る。
- 5 共同事業者は、個別事業に係る費用について、帳簿及び証憑類を適切に整備し、都の求めに応じて提出しなければならない。ただし、間接経費については次条に規定するところによる。
- 6 都は、前項により提出された帳簿及び証憑類並びに事業の実施状況を確認した上で、事業年度ごとに共同事業費の額を確定し、共同事業者に通知するものとする。
- 7 共同事業者は、前項により確定した額について都に請求書を提出するものとし、都は適正な請求を受けた後、所定の期間内に支払を行うものとする。
- 8 都は、前項に基づき提出された適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に、共同事業費を支払うものとする。
- 9 共同事業費の支払は、原則として各事業年度終了後の精算払とする。ただし、大学、公的研究機関その他これらに準ずる非営利の研究機関又は資金繰りの状況その他の事情に照らし必要があると都が認める場合には、別紙2「共同事業費の取扱い」に定めるところにより、一定の範囲内で概算払を行うことができる。
- 10 概算払を受けた共同事業者は、各事業年度の四半期ごとに、当該期間の事業内容及び支出した経費等を確認可能な報告書及び帳票類を都に提出しなければならない。

また、各事業年度終了後、当該年度における共同事業費の額の確定に基づき精算を行うものとする。

- 11 前項の精算の結果、概算払の額が確定額を上回る場合には、共同事業者は、その差額を都が指定する期限までに返還しなければならない。
- 12 共同事業者は、概算払により受領した額について、当該事業年度内において使用しなかった部分がある場合には、前項の精算において返還の対象とするものとする。
- 13 共同事業費の対象となる費用の詳細(費目、使途、算定方法その他の基準を含む。)については、別紙2「共同事業費の取扱い」に定めるところによるものとする。
- 14 共同事業者は、共同事業費の費目間の分配を変更(以下「流用」という。)しようとする場合には、あらかじめ都の承認を得なければならない。
- 15 前項にかかわらず、軽微な流用については、別紙3「経費流用及び緊急対応(成果最大化のための運用措置)」に定めるところにより、事前又は事後の報告をもって足りるものとする。
- 16 流用の範囲及び要件その他必要な事項については、別紙3「経費流用及び緊急対応(成果最大化のための運用措置)」に定めるところによる。
- 17 都は、事業計画に対して著しい未達があると認める場合には、当該事業年度に係る共同事業費の全部又は一部を支払わないことができる。
- 18 前項の場合において、都は、当該未達の程度、事業の進捗状況その他の事情を踏まえ、過去の事業年度において既に支払われた共同事業費の全部又は一部について返還を求めることができる。
- 19 概算払により受領した共同事業費については、前二項の規定にかかわらず、第11項及び第12項に基づく精算の結果に従い、過大に支払われた額又は使用されなかった額については、未達の有無又は程度にかかわらず返還しなければならない。
- 20 共同事業者が、共同事業費の支払に関して、虚偽の申請、不正な手段又は協定又は本要領に違反する行為により当該支払を受けた場合には、都は、その全部又は一部の返還を求めることができる。
- 21 第11項、第12項及び第20項の場合において、共同事業者が返還すべき額を期限までに納付しないときは、都は当該未納額に対して遅延利息を課すことができる。
- 22 前項の場合において、共同事業者が返還すべき額を納付期限までに納付しないときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合による遅延損害金(百円未満の場合を除く。)を支払わなければならない。

(間接経費の取扱い)

第10条 間接経費の取扱いは、本条各項に定めるところによる。

- (1) 間接経費の計上は、大学及びこれに準ずる非営利の研究機関に限るものとする。
- (2) 前項における非営利の研究機関とは、文部科学省において科学研究費助成事業その他の公的研究費の対象として認められている研究機関又はこれと同等の研究能力を有すると都が認めたものをいう。
- (3) 間接経費の額は、当該事業年度における共同事業者が支出した直接経費の合計額の15パーセント以内とする。

- (4) 前項により算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (5) 間接経費は、その性質上、個々の支出内容に係る証憑の提出を要しないものとする。
- (6) 共同事業者は、間接経費について適切な内部管理を行うものとし、都は必要に応じてその管理状況の確認を求めることができる。

(事業の実施体制及び支配構造等に関する特則)

第11条 本事業は、エネルギー、環境、先端技術その他我が国及び都の経済安全保障上重要な分野に係る研究開発及び実証を含む取組を対象とするものである。このため、共同事業者は、個別事業の実施期間中において、協力企業を含む当該事業の実施体制、資本構成、実質的な支配関係及び技術(研究開発段階のものを含む。)について、経済安全保障の観点から適切な状態を確保するものとする。

2 共同事業者は、協力企業を含む事業の実施体制について責任をもって管理するものとし、当該事業に関与する者(再委託先、共同研究先その他の外部の関係者を含む。)について、その関与の態様にかかわらず、本条の趣旨に適合するよう必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

3 共同事業者は、個別事業の実施期間中において、前項に規定する事業の実施体制全体について、次の各号のいずれかに該当する事象が生じ、又は生じるおそれがある場合には、速やかにその内容を都に報告しなければならない。

(1) 共同事業者、協力企業又はその他当該事業に関与する者において、当該個別事業の実施、意思決定又は技術(研究開発段階のものを含む。)の管理に実質的な影響を及ぼすおそれのある合併、買収、株式取得、第三者割当増資その他これらに類する行為により、資本構成又は実質的な支配関係に変更が生じる場合

(2) 外国資本又は外国主体(政府、公的機関又はこれらに準ずる主体を含む。)が、当該事業又は事業者の意思決定若しくは技術の管理に実質的な影響を及ぼすおそれがある場合

(3) 当該事業に関連する技術、研究開発成果又は知的財産について、国外において管理、利用又は制御されるおそれが生じた場合

4 前項に掲げる事象その他の事情により、個別事業の継続が、経済安全保障上又は都の政策目的の観点から適切でないと認められる場合には、都は、当該個別事業に対し、必要な指示、条件の付与、事業の一時停止、中止その他必要な措置を講ずることができる。

5 本条に基づく取扱いは、経済安全保障推進法その他の関係法令の趣旨を踏まえつつ、個別事業の円滑かつ適切な実施により生じる技術(研究開発段階のものを含む。)及び成果の保全を目的として定めるものである。このため、当該法令に基づく措置の有無又はその判断の時期にかかわらず、都は、本条に基づく取扱いを行うことができる。

6 共同事業者は、個別事業の終了後5年間においても、当該事業により生じた技術(研究開発段階のものを含む。)及び成果について、国外への移転等、第三者への提供その他これらに類する行為により、その管理、利用又は制御に重大な影響を及ぼすおそれがあると合理的に認められる場合には、あらかじめ、又はこれが困難な場合には速やかに都に報告しなければならない。

7 都は、前項の報告に係る行為が、経済安全保障上又は都の政策目的の観点から適切でないと認められる場合には、当該行為の制限、条件の付与その他必要な措置を講ずることができる。

- 8 都は、前二項の適用に当たっては、当該技術又は成果の性質、利用形態、国際的な共同研究の状況その他の事情を踏まえ、過度の制約とならないよう配慮しつつ、必要な範囲で本条の規定を適用するものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、経済安全保障上又は都の政策目的の観点から特に必要があると認められる場合には、都は、第6項に規定する期間を延長し、その他本条の適用に関し必要な措置を講ずることができる。
- 10 第4項又は第7項の規定に基づき、事業の一時停止、中止その他本要領又は協定に基づく支援の終了に係る取扱いが行われた場合には、既に交付された共同事業費について、第9条(費用の確定及び支払)及び第20条(収益の取扱い)その他関係規定に基づき、全部又は一部の返還を求めることがある。

(財産の帰属及び管理)

- 第12条 個別事業の実施により共同事業者が取得し、又は効用の増加した機械装置、工具器具、試作品その他の有体物(以下「設備等」という。)及び第1条に定める成果に係る権利(以下、設備等と成果を合わせて「財産等」という。)は、原則として共同事業者に帰属するものとする。
- 2 共同事業者は、財産等について、関係法令及び会計基準に基づき適切に管理し、その管理状況を明らかにしなければならない。
 - 3 共同事業者は、本事業の目的に照らし、財産等を適切に管理するとともに、成果についてはその性質に応じて適切に活用するとともに、事業終了後においてもその効果的な活用に努めるものとする。
 - 4 共同事業者は、設備等の管理について、第21条(共同事業者の構成及び役割分担)の規定に基づき構成員間において定められる役割分担その他の合意に基づき、構成員のうちから管理責任者を定めなければならない。
また、当該管理責任者は、速やかにこれを明らかにしなければならない。この場合において、当該管理責任者は、当該設備等の所在、維持管理、帳簿記録その他必要な管理を行うものとする。
 - 5 前項の場合において、当該管理責任者は、都から求められた場合には、当該管理状況について説明しなければならない。

(財産等の利用調整)

- 第13条 共同事業者は、個別事業により取得した設備等について、第21条(共同事業者の構成及び役割分担)に基づいて構成員間で定められる役割分担に従って利用及び運用するものとし、特定の構成員の事業所その他の場所に設置することができる。
- 2 前項の場合において、共同事業者は、当該設備等が本事業の目的に照らし、かつ個別事業の内容に応じて適切に利用されるようにしなければならない。他の構成員による合理的な利用を不当に妨げてはならない。
 - 3 共同事業者は、設備等の利用条件について構成員間で定める場合において、協定又は本要領の趣旨に反し、又は個別事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ都の承認を得なければならない。

- 4 都は、前各項の状況に照らし、必要があると認める場合には、当該設備等の利用について必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(財産等の使用)

第14条 共同事業者は、個別事業により取得した設備等を本事業の目的に照らし、かつ当該個別事業の内容に応じて使用するものとする。

- 2 前項に定める本事業の目的に従った使用には、試験運用、実証試験、テストマーケティングその他これらに類する活動を含むものとする。
- 3 共同事業者は、第1項に定める範囲を超えて設備等を使用しようとする場合には、あらかじめ都の承認を得なければならない。
- 4 前項に掲げる使用のうち軽微なもの(個別事業の実施に支障を及ぼさない範囲のもの)については、事後に都へ報告することをもって足りるものとする。
- 5 設備等の使用により収益が生じる場合の取扱いについては、第20条(収益の取扱い)によるものとする。

(財産等の処分)

第15条 共同事業者は、個別事業により取得した取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備等について、個別事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間を経過するまでの間、これを処分(譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄その他これらに類する行為をいう。)しようとするときは、あらかじめ都の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、減価償却資産の耐用年数を経過した設備等については、この限りでない。
- 3 第1項の処分により共同事業者収入があったときは、都は、当該収入の全部又は一部について、都が負担した共同事業費の範囲内において、納付を求めることができる。この場合において、共同事業者は当該求めに従わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該処分により得られた収入をもって、当該個別事業又はその成果を活用した後継の取組を行う場合であって、当該取組が成果の高度化又は社会実装の促進に資すると認められるときは、当該収入については、第20条(収益の取扱い)の規定に準じて取り扱うことができる。
- 5 共同事業者は、前各項にかかわらず、個別事業の実施過程において作成された試作品、試験体その他これらに類する性質を有する設備等について、技術的検証の終了、品質上の理由、安全性の確保その他合理的な理由により不要となった場合には、これを廃棄することができる。
- 6 前項に基づき廃棄を行った場合には、共同事業者は、当該廃棄の日から30日以内に、その理由及び内容を都に報告しなければならない。ただし、同一又は類似の仕様若しくは目的に基づき反復的に発生する試作品の廃棄であって軽微なものについては、都にあらかじめ届け出た方法により、一定期間内に取りまとめて報告するものとすることができる。
- 7 前項ただし書の適用に当たっては、共同事業者は、廃棄の対象、数量及び理由が把握できるよう整理しなければならない。

- 8 都は、前二項の報告内容に照らし、必要があると認める場合には、当該廃棄に関し説明を求め、又は適切な対応を求めることができる。

(知的財産)

第16条 個別事業により得られた成果のうち知的財産権に係るものについては、原則として共同事業者に帰属するものとする。

- 2 共同事業者は、前項の知的財産権について、関係法令等に基づき適切に取得し、管理するものとする。
- 3 共同事業者は、個別事業に関連して新たに知的財産権の出願、取得、譲渡又は実施許諾を行った場合には、その内容を都に報告しなければならない。
- 4 前項に基づく報告は、個別事業の完了後も第45条(存続)に定める期間にわたり行うものとする。
- 5 共同事業者は、第1項の知的財産権及びこれに基づく成果の利用に係る権利について、構成員間においてその帰属、持分、利用条件その他必要な事項を定めることができる。
- 6 前項において、特定の構成員が、当該知的財産権又はこれに基づく成果の利用に関し、優先的な利用権、独占的利用権又は実施権その他これらに類する権利(事業化に関する優先的地位を含む。)を有する旨を定めることは妨げない。
- 7 前二項に基づく取決めは、第17条(成果の取扱いと政策利用)、第19条(成果の活用)及び第20条(収益の取扱い)の趣旨並びに本事業の目的に反しないものでなければならない。
- 8 共同事業者は、第5項及び第6項に基づく取決めの内容を都に報告しなければならない。
- 9 当該取決めの内容が、協定又は本要領に定める成果の利用、収益の取扱い、財産の管理その他個別事業の実施に重要な影響を及ぼす場合には、あらかじめ都の承認を得なければならない。
- 10 都は、個別事業の成果の公共的な利用のために必要があると認める場合には、その理由を示して、当該知的財産権の利用又はこれに基づく成果の活用について共同事業者と協議を求めることができる。
- 11 知的財産の活用に関する事項については、本条、第17条(成果の取扱い及び政策利用)及び第31条(データの管理及び利用)の規定による。

(成果の取扱い及び政策利用)

第17条 個別事業により得られた成果は、原則として共同事業者に帰属するものとする。

- 2 共同事業者は、当該成果について、関係法令、本要領及び協定並びに本事業の趣旨に従い、適切に管理し、その活用に努めるものとする。この場合において、成果の公表については、学術的成果の発表の機会及び研究活動の自由に配慮しつつ、第18条(成果の公表)の定めに従うものとする。
- 3 都は、個別事業により得られた成果について、都の政策目的の範囲内において、非独占的かつ無償で利用することができるものとする。
- 4 前項に規定する政策目的の範囲には、次に掲げる事項を含む。
 - (1) エネルギー、環境及びこれらに関連する施策の立案、評価及び改善
 - (2) 本事業及び個別事業に関連する実証、検証並びに社会実装に関する取組における利用

(3) 技術動向の把握及び施策検討に必要な情報の整理

(4) その他都の行政目的の達成に必要な事項

- 5 都は、前各項の規定に基づく成果の利用に当たっては、共同事業者の競争上の地位及び正当な利益を不当に害しないよう配慮するものとする。
- 6 共同事業者は、個別事業の成果について、その性質に応じ、社会実装、事業化、研究の発展その他の方法により、社会への還元に努めるものとする。
- 7 共同事業者は、個別事業の成果の活用状況について、都の求めに応じて説明するものとする。
- 8 共同事業者が、当該成果を自ら活用する見込みがない場合又は活用が著しく遅延していると認められる場合には、共同事業者及び都は、その取扱いについて協議し、必要に応じて当該成果の公開、第三者への利用許諾その他の社会還元に資する措置を検討するものとする。
- 9 前項の協議に当たっては、共同事業者の事業活動又は研究活動を不当に制約しないよう配慮するものとする。

(成果の公表)

- 第18条 共同事業者は、個別事業の成果について、学会発表、論文発表その他の方法により公表しようとする場合には、あらかじめその内容を都に通知しなければならない。
- 2 共同事業者は、当該公表が速やかに行われることが学術的又は社会的観点から特に重要であると認める場合には、その旨及び理由を都に説明するものとする。
 - 3 都は、前二項の通知及び説明を踏まえ、当該公表に未出願の知的財産が含まれる場合又は経済安全保障その他本事業の目的に照らして特に必要があると認める場合を除き、当該公表が速やかに行われるよう配慮するものとする。
 - 4 都は、第1項の公表内容に未出願の知的財産が含まれる場合、又は経済安全保障その他本事業の目的に照らして必要があると認める場合には、当該公表の延期又は内容の調整を求めることができる。
 - 5 前項に基づく公表の延期は、当該知的財産の出願その他必要な措置を行うために合理的に必要な範囲に限るものとし、その期間は原則として90日を超えないものとする。
 - 6 共同事業者及び都は、前各項の適用に当たり、学術的成果の公表の機会及び研究活動の自由を不当に制約しないよう相互に配慮するものとする。

(成果の活用)

- 第19条 共同事業者は、個別事業により得られた成果について、本事業の目的に照らし、かつ当該個別事業の内容に応じて、その性質に応じた適切な活用に努めるものとする。この場合において、成果の公表は、当該活用の一環として適切に位置付けられるとともに、第18条(成果の公表)の定めとの整合を図るものとする。
- 2 前項の活用には、社会実装、事業化、技術移転、共同研究、標準化その他これらに準ずる取組を含むものとする。
 - 3 共同事業者は、個別事業の完了後5年間、毎年度1回以上、成果の活用状況について都に報告を行うものとする。

- 4 都は、前項の報告に加え、必要に応じて成果の活用状況について追加の報告を求めることができる。
- 5 都は、前各項の報告を踏まえ、成果の活用状況について必要があると認める場合には、共同事業者と協議の上、改善に向けた対応を求めることができる。

(収益の取扱い)

第20条 共同事業者は、個別事業の実施により収益を得た場合には、その内容、金額及び発生要因を都に報告しなければならない。

なお、本条の規定は、個別事業の成果の活用として合理的に行われる事業化活動を制限するものではない。

- 2 前項の収益が、個別事業の目的の範囲を超えて行われる通常の事業活動により得られたものであり、かつ個別事業の実施に直接起因しない又はその寄与が軽微であると認められる場合には、都は当該収益に相当する額について、共同事業費から控除し、又は既に支払われた共同事業費の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合における控除額又は返還額の算定方法その他必要な事項は、別紙4「収益納付の算定方法等について」に定めるところによるものとする。
- 3 第1項の収益のうち、個別事業の実施に伴い合理的に生じるもの(試作品の提供、実証試験、テストマーケティングその他これらに類する活動により得られる収益をいう。)であって、当該収益を当該個別事業又はその成果を活用した後継の取組のために再投資する必要があると認められる場合には、都は当該収益の全部又は一部について、控除又は返還を求めないことができる。
- 4 前項の適用を受けようとする場合には、共同事業者は、当該収益の性質、価格設定の考え方及び再投資の内容について、あらかじめ都に説明し、その承認を得なければならない。
- 5 都は、前各項の適用に当たり、収益の発生が本事業の目的に照らして適切であるか、及びその取扱いが成果の適切な活用及び社会還元に資するものであるかに加え、社会的投資としての趣旨に照らして適切であるかを総合的に判断するものとする。
- 6 本条の規定は、第17条(成果の取扱い及び政策利用)及び第14条(財産等の使用)の規定と整合するよう適用するものとし、有体物たる設備等の処分により生じる収入については、第15条(財産等の処分)の規定を優先して適用するものとする。

(共同事業者の構成及び役割分担)

第21条 共同事業者が複数の者により構成される場合には、当該共同事業者は、そのうちの一の者を代表機関(幹事者)(以下「代表機関」という。)として定めるものとする。

- 2 代表機関は、個別事業の遂行に関し、都との窓口になるとともに、共同事業者全体の進捗管理、調整及び取りまとめを行うものとする。
- 3 共同事業者は、個別事業の実施に当たり、事業全体の進捗管理及び都との連絡調整を担う責任者を定め、これを都に明らかにしなければならない。
- 4 共同事業者を構成する各者(以下「構成員」という。)は、本要領に基づき締結される協定及びこれに付属する別紙に定める役割分担に従い、個別事業の一部を分担して実施するものとし、それぞれ自己の分担部分について責任を負う。

- 5 代表機関及び構成員は、個別事業の適正な遂行のために相互に協力しなければならない。
- 6 共同事業者は、個別事業の実施に当たり、構成員間において、本条の規定を基礎とする役割分担その他必要な事項を定めなければならない。
- 7 前項に基づき定められた役割分担その他共同事業の実施に関する取決めの内容が協定又は本要領と異なる場合には、あらかじめ都の承認を得なければならない。
- 8 前項に規定する場合には、例えば、費用の負担又は配分、財産の利用又は処分、成果の帰属又は利用条件、収益の取扱い、損害責任の分担その他個別事業の実施に重要な影響を及ぼす事項に関する取決めが含まれるものとする。
- 9 共同事業者が単独の者により構成される場合には、当該共同事業者は、本条に規定する代表機関及び構成員の地位及び責務を併せて有するものとし、個別事業の遂行に関する一切の責任を負う。

(共同事業者の責任及び連帯責任)

- 第22条 共同事業者が複数の構成員により構成される場合においては、共同事業者は、協定に基づく個別事業の遂行に関する義務の履行について、都に対し連帯して責任を負うものとする。
- 2 共同事業者の各構成員は、第1項の規定にかかわらず、共同事業者内部における責任関係としては、第21条(共同事業者の構成及び役割分担)に基づく役割分担に従い、個別事業の分担部分について責任を負うものとする。
 - 3 第1項の個別事業の遂行に関する義務には、事業計画の実施、進捗及び成果の報告、監査への対応、事故等発生時の措置並びに第27条(解除)に基づく対応その他これらに類する事項を含む。
 - 4 個別事業の実施に関連して事故等が発生した場合には、当該事故の原因となった構成員が主体となって対応を行うものとする。ただし、当該原因となった構成員が直ちに特定できない場合には、代表機関及び設計、製造、施工、運用その他個別事業の主要な実施に関与する構成員は、被害拡大防止及び原因究明のために必要な対応を共同して行うものとする。
 - 5 前項ただし書の場合において、共同事業者は、当該事故等の原因の特定及び経緯の解明について都に対し説明責任を負い、都の求めに応じて、調査結果、関係資料及び再発防止策その他必要な情報を提供しなければならない。
 - 6 個別事業の実施に関連して生じた損害その他の負担については、その原因となった構成員が最終的な責任を負うものとする。
 - 7 都は、協定に基づく金銭の支払その他の債務の履行(共同事業費の返還、納付その他これに類するものを含む。)について、共同事業者のいずれの構成員に対しても請求することができる。ただし、当該債務の原因となった構成員が特定されている場合には、都は、当該構成員に対して請求することを原則とする。
 - 8 前項に基づき債務を履行した構成員は、当該債務の原因となった構成員に対して求償することができる。
 - 9 共同事業者の構成員のうち、第21条(共同事業者の構成及び役割分担)に基づき技術助言その他これに準ずる限定的な役割を担う者であって、次の各号の全てに該当する場合には、あらかじめ都の承認を得た上で、当該構成員を第1項及び第7項の規定の適用対象から除外することができる。

- (1) 個別事業の主要な実施(設計、製造、施工、運用その他これらに類する業務)について、その結果について契約上又は実質的に責任を負う立場として関与しないこと。
 - (2) 共同事業費の管理及び執行に関与しないこと。
 - (3) 個別事業の実施について意思決定権限を有しないこと。
- 10 前項の規定により適用対象から除外された場合であっても、当該構成員が自己の行為又は不作為により損害を生じさせたときは、当該損害について第25条(損害賠償責任)の規定に従い責任を負うものとする。

(事故等発生時の措置)

- 第23条 共同事業者は、個別事業の実施に関連して事故、故障、漏えい、第三者からの異議申立てその他個別事業の遂行に重大な影響を及ぼし得る事象(以下「事故等」という。)が発生し、又は発生するおそれを認識した場合は、人命の保護及び被害拡大防止を最優先として必要な措置を講じなければならない。
- 2 共同事業者は、前項の措置を講じた後、可能な限り速やかに(遅くとも当日中に)、都に対し、事故等の概要、影響範囲、実施した措置及び今後の対応方針を報告しなければならない。
 - 3 他の条項に基づく報告についても、その性質に応じて本条の規定に従って行うものとする。共同事業者は、都の求めに応じ、当該対応の状況について随時報告しなければならない。
 - 4 共同事業者は、事故等に関する原因究明、再発防止策の策定及び実施並びに第三者対応を、関係法令及び協定に基づき自己の責任において行うものとする。
また、都は必要に応じて、必要な指示又は助言を行うことができる。
 - 5 共同事業者が第1項に基づき実施した措置のうち、被害拡大防止及び安全確保のために必要かつ合理的であり、かつ本事業の目的に照らして相当であると都が認める費用については、第9条に定める共同事業費の範囲内で、都が負担する場合がある。
 - 6 前項に該当する費用の範囲及び取扱いについては、別紙3「経費流用及び緊急対応(成果最大化のための運用措置)」に定めるところによるものとする。
 - 7 第5項及び前項の規定は、事故等に起因する損害賠償金、示談金、行政罰その他これらに類する支出を都が負担することを意味するものではない。
 - 8 共同事業者は、事故等に関する記録及び証憑を適切に保存し、都の求めに応じて提出しなければならない。

(製造物責任)

- 第24条 共同事業者は、個別事業において製造、加工又は提供した設備、試作品その他これらに類するもの(以下「製造物」という。)について、当該製造物の欠陥に起因して第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には、関係法令及び協定に基づき、その責任を負うものとする。
- 2 共同事業者は、製造物の欠陥に起因する事故又はそのおそれがある事象を認識した場合には、第23条(事故等発生時の措置)に従い、直ちに都に報告しなければならない。
 - 3 共同事業者は、前項の事象に関し、原因の特定及び経緯の解明について都に対し説明責任を負うとともに、都の求めに応じて、調査結果、関係資料及び再発防止策その他必要な情報を提供しなければならない。

- 4 個別事業の実施に関連して生じた損害が特定の構成員の行為又は不作為に起因する場合には、当該構成員がその責任を負うものとする。
- 5 前項にかかわらず、当該損害の原因となった構成員が直ちに特定できない場合には、製造物の設計、製造、加工、供給、設置又は運用その他個別事業の主要な実施に関与した構成員(技術助言その他これに準ずる限定的な役割を担う者を除く。)は、原因の特定及び被害の拡大防止のために必要な対応を共同して行うものとする。
- 6 前項に基づく対応の結果、当該損害の原因となった構成員が特定されたときは、当該構成員が本条及び第25条(損害賠償責任)の規定に基づき最終的な責任を負うものとする。
- 7 都は、都の責に帰すべき事由がある場合を除き、当該製造物に起因して生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 8 共同事業者は、個別事業の実施に伴う損害の発生を防止するため、必要な体制の整備及びリスク管理を行うものとする。
- 9 共同事業者は、本条に規定する責任を履行するために必要な保険その他の措置について、個別事業の内容及びリスクに応じて適切に対応するよう努めるものとする。

(損害賠償責任)

- 第25条 個別事業の実施に関連して、共同事業者のいずれかの構成員の責に帰すべき事由により、都又は第三者に損害が生じた場合には、当該損害の原因となった構成員が、関係法令及び協定に基づきその責任を負うものとする。
- 2 共同事業者は、個別事業の実施に関して第三者との間に生じた紛争について、その責任と費用においてこれを解決するものとする。ただし、当該紛争が特定の構成員の行為又は不作為に起因する場合には、当該構成員がその責任を負うものとする。
 - 3 個別事業の実施に関連して生じた損害について、その原因となった構成員が直ちに特定できない場合には、共同事業者は、当該原因の特定及び経緯の解明について、都に対し説明責任を負うものとし、都の求めに応じて、調査結果、関係資料及び再発防止策その他必要な情報を提供しなければならない。
 - 4 前項に基づく対応の結果、当該損害の原因となった構成員が特定されたときは、当該構成員が前項までに生じた費用及び当該損害に係る責任を最終的に負うものとする。
 - 5 都は、個別事業の実施に関連して第三者に対して損害の賠償その他の支出を行った場合には、当該損害が特定の構成員の行為又は不作為に起因するときは、当該構成員に対して当該支出額の全部又は一部を求償することができる。
 - 6 前項の場合において、当該構成員以外の共同事業者は、当該求償の対象とならないものとする。ただし、共同事業者は、当該求償の履行に関し、必要な協力を行うものとする。
 - 7 都は、個別事業の実施に関連して共同事業者又は第三者が被った損害について、都の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
 - 8 共同事業者は、個別事業の内容及びリスクに応じて、賠償責任保険その他適切な保険に加入するよう努めるものとする。

(第三者の権利侵害)

第26条 共同事業者は、個別事業の実施内容(設備等の使用を含む)及び成果が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう、適切な調査及び確認を行うものとする。

- 2 個別事業に関連して、共同事業者の行為又は提供物が第三者の権利を侵害したとして、当該第三者から異議、請求又は訴訟の提起等がなされた場合には、共同事業者は、第23条(事故等発生時の措置)の規定に準じてその内容を都に報告するとともに、その責任と費用においてこれを解決するものとする。
- 3 前項の場合において、都が第三者に対し何らかの対応又は支出を行ったときは、共同事業者は、当該支出額及びこれに要した費用を賠償するものとする。
- 4 都は、個別事業に関連して第三者の権利侵害により生じた損害について、都の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

(解除)

第27条 都は、共同事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、個別事業に係る協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 共同事業者が本要領又は協定に違反したとき(第7条第1項に基づく指示に対し、同条第2項に定める期間内に必要な措置が講じられない場合を含む。)
 - (2) 共同事業者が虚偽の申請その他不正な手段により共同事業費の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 事故、技術的課題、制度環境の変化その他当該個別事業の内容又は実施条件に起因する理由により、当該個別事業の遂行が著しく困難であると認められるとき。
 - (4) 共同事業者の体制、経営状況、事業方針その他共同事業者の責に帰すべき事由又はこれに準ずる事情により、当該個別事業の全部又は重要な一部を実施することができなくなったと認めるとき。
 - (5) 共同事業者が、本要領に定める欠格要件に該当することとなったとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、本事業の目的に照らし当該個別事業の継続が適当でないとき。
- 2 都は、公共の利益の観点から必要があると認めるときは、個別事業に係る協定の全部又は一部を解除することができる。この場合における公共の利益には、公共の安全、環境保全及び第11条(事業の実施体制及び支配構造等に関する特則)に関する事項を含むものとする。
 - 3 共同事業者は、やむを得ない事由により個別事業の全部又は一部の継続が困難となった場合には、都に申し出て、解除について協議することができる。
 - 4 本条に基づき協定が解除され、個別事業が終了した場合において、当該事業年度に係る共同事業費については、事業の実施状況を踏まえ、都はその全部又は一部を支払わないことができる。
 - 5 本条に基づき協定が解除され、個別事業が終了した場合において、既に支払われた共同事業費については、都は、共同事業者に不正又は重大な契約違反がある場合を除き、返還を求めないことを原則とする。

- 6 共同事業者の都合により個別事業に係る協定の全部又は一部が解除された場合には、都は、既に支払われた共同事業費の全部又は一部について返還を求めることができる。
- 7 前項に基づき返還を求める場合には、都は、返還すべき額及び納付期限を定めて共同事業者に通知するものとする。この場合において、共同事業者は、当該通知に従い、当該金員を都に納付しなければならない。
- 8 前二項にかかわらず、当該解除が、共同事業者の資金の不足、事業環境の著しい変化その他やむを得ない事由(共同事業者の責に帰することができないものに限る。)により個別事業の継続が困難となった場合であって、都が合理的理由があると認めるときは、都は、前項に基づく返還額の全部又は一部について返還を求めないことができる。
- 9 前各項の場合において、当該事業により得られた成果について、第三者への提供、実施許諾その他社会への還元が具体的に図られていると都が認めるときは、都は、当該返還額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。
- 10 不正又は重大な契約違反により協定が解除された場合には、前各項にかかわらず、都は、既に支払われた共同事業費の全部又は一部について返還を求めることができる。
- 11 本条の規定は、第25条(損害賠償責任)その他関係条項に基づく請求を妨げるものではない。

(不可抗力)

- 第28条 地震、火災、風水害、感染症の流行、戦争、テロ行為、法令の制定又は改廃その他当事者の合理的な支配を超える事由(以下「不可抗力」という。)により、個別事業の全部又は一部の履行が遅延し、又は不能となった場合には、当該不可抗力により履行が遅延し、又は不能となった範囲に限り、その責任を負わないものとする。
- 2 前項の場合において、当該当事者は、不可抗力の発生後、速やかにその内容及び影響を相手方に通知しなければならない。
 - 3 当事者は、不可抗力により生じた影響を最小限に抑えるため、相互に協力するものとする。
 - 4 不可抗力により個別事業の継続が困難となった場合には、当事者は、個別事業の全部又は一部の中止又は変更について協議するものとする。
 - 5 前項の協議が相当期間内に整わない場合には、都又は共同事業者は、書面により通知することにより、当該事業の全部又は一部を終了することができる。
 - 6 前二項に基づき個別事業を中止し、又は終了する場合には、第27条(解除)の規定を準用する。

(秘密保持)

- 第29条 共同事業者は、協定に基づく個別事業の実施(本要領に基づく手続を含む。)に関連して、都又は他の共同事業者から開示された技術情報、営業情報、ノウハウ、データその他の情報並びに個別事業の実施を通じて新たに取得し、又は生成された技術情報、実証データ、分析結果その他一切の情報(以下「秘密情報」という。)について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 共同事業者は、秘密情報を個別事業の実施の目的の範囲内でのみ使用するものとし、当該目的の範囲を超えて使用してはならない。
 - 3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用しない。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報

- (2) 開示を受けた後に自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 開示を受ける前から正当に保有していた情報
 - (4) 第三者から適法に取得した情報
 - (5) 法令又は裁判所若しくは行政機関の命令により開示が義務付けられる情報
- 4 前項第5号に基づき秘密情報を開示する場合には、共同事業者は、あらかじめ都及び当該情報の提供者に通知し、可能な限り当該開示の範囲を限定するよう努めるものとする。
 - 5 共同事業者は、個別事業の管理、評価、監査、政策立案、広報その他都の行政目的のために必要な範囲で、都が共同事業者から提供を受け、又は個別事業の実施を通じて取得し若しくは生成した情報を利用する場合があることをあらかじめ了承するものとする。
 - 6 都は、前項の行政目的を達成するために必要な業務を第三者に委託する場合において、当該業務の遂行に必要な範囲に限り、秘密情報を当該第三者に開示し、これを利用させることができる。この場合において、都は当該第三者に対し、本条に基づく秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。
 - 7 共同事業者は、個別事業の終了又は解除後においても、秘密情報について適切に管理し、これを第三者に開示又は漏えいしてはならない。
 - 8 前項の規定は、第45条(存続)に定める期間においてその効力を有するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第30条 共同事業者は、個別事業の実施に関連して取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適正に取得、管理及び利用しなければならない。
- 2 共同事業者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 - 3 共同事業者は、個人情報を個別事業の目的の範囲内でのみ利用するものとし、当該目的を超えて利用してはならない。
 - 4 共同事業者は、個人情報の取扱いに関して事故が発生した場合には、直ちに都に報告し、その指示に従うものとする。

(データ管理及び利用)

- 第31条 共同事業者は、個別事業の実施に関連して取得し、又は生成された実証データ、測定結果、分析結果、記録その他一切のデータ(以下「データ」という。)について、適切に記録及び保存しなければならない。
- 2 共同事業者は、前項のデータについて、改ざん、滅失、毀損及び漏えいを防止するため、必要な管理を行わなければならない。
 - 3 共同事業者は、データについて、第21条(共同事業者の構成及び役割分担)に基づき構成員間で定める役割分担に従い、その管理責任者を定めるものとする。
 - 4 共同事業者は、データについて、個別事業の目的の範囲内で相互に共有し、必要な範囲で利用するものとする。
 - 5 共同事業者は、都から求められた場合には、当該データを都に提出し、又はその利用に必要な形で提供しなければならない。

- 6 共同事業者は、データの提供に当たり、秘密情報その他の保護すべき情報が含まれる場合には、匿名化、加工その他の適切な措置を講ずることができる。
- 7 共同事業者は、データの外部への提供又は目的外利用を行う場合には、あらかじめ都の承認を得なければならない。
- 8 データの利用により収益が生じる場合の取扱いについては、第20条(収益の取扱い)の規定によるものとする。

(帳簿等の保存)

- 第32条 共同事業者は、個別事業の実施に関して作成し、又は取得した帳簿、証拠書類、データ、契約書、報告書その他個別事業に係る一切の資料(以下「帳簿等」という。)を整備し、適切に管理しなければならない。
- 2 共同事業者は、前項の帳簿等について、当該事業が完了した日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。
 - 3 共同事業者は、帳簿等の保存に当たり、改ざん、滅失又は毀損の防止のため必要な措置を講じなければならない。
 - 4 共同事業者は、都から求められた場合には、帳簿等を速やかに提示し、又は提出しなければならない。

(再委託)

- 第33条 共同事業者は、個別事業の一部を第三者に委託する場合には、個別事業の成果が共同事業者及び都において適切に蓄積され、活用されることを確保しなければならない。
- 2 共同事業者は、個別事業の主要な部分(個別事業の成果に重要な影響を及ぼす設計、製造、解析その他の中核的工程をいう。)について、第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、あらかじめ都の承認を得たときに限り、この限りでない。
 - 3 共同事業者は、個別事業の一部を第三者に委託する場合には、当該委託先との間で、個別事業により得られた成果、データ、知的財産その他の帰属及び利用条件その他必要な事項について、協定及び本要領の趣旨に沿った適切な取決めを行わなければならない。
 - 4 共同事業者は、前項の委託先に対し、協定に基づく義務と同等の秘密保持義務その他必要な義務を課すとともに、当該義務の履行について責任を負うものとする。
 - 5 共同事業者は、個別事業の主要な部分を第三者に委託しようとする場合又は前項の取決めの内容が協定に定める内容若しくは本要領の趣旨に重要な影響を及ぼす場合には、あらかじめ都に報告し、又は承認を得なければならない。

(都の広報活動への協力)

- 第34条 都は、本事業の成果の普及及び本事業の目的の達成のため、個別事業の終了後においても、共同事業者に対し、当該技術開発等に係る広報活動への協力を求めることができる。
- 2 共同事業者は、前項の求めがあった場合には、成果の性質、秘密情報の保護及び事業活動への影響その他事業を踏まえ、これらに配慮した上で、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

- 3 前項の協力に当たり、共同事業者は、秘密保持義務、第16条(知的財産)及び第31条(データの管理及び利用)その他本要領又は協定の規定を遵守するものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第35条 共同事業者は、自己及びその役員、従業員、構成員並びに個別事業に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとする。
- 2 共同事業者は、反社会的勢力との間で、資金提供、便宜供与その他一切の関係を有してはならない。
 - 3 共同事業者は、個別事業の実施に関連して、反社会的勢力を利用し、又は関与させてはならない。
 - 4 共同事業者は、前各項に違反することが判明した場合には、直ちに都に報告しなければならない。
 - 5 都は、共同事業者の全部又は一部の構成員について前各項の違反が認められた場合には、当該共同事業の全部又は一部を解除することができる。
 - 6 前項の場合において、都は、当該違反に係る構成員を個別事業から排除し、他の構成員に対し、事業の継続又は体制の見直しその他必要な措置を求めることができる。
 - 7 前項の措置により共同事業を継続することが困難であると認められる場合には、都は当該事業の全部を解除することができる。
 - 8 本条に基づく解除により共同事業者に損害が生じた場合であっても、都はその責任を負わないものとする。

(確認・検証・監査)

- 第36条 都は、個別事業の適正な実施を確保するため、共同事業者に対し、個別事業の実施状況、経費の執行状況、財産の管理状況、収益の発生及びその取扱いその他本要領又は協定に基づく義務の履行状況について、必要な報告を求め、又は帳簿書類その他の関係書類の提出若しくは閲覧を求めることができる。
- 2 都は、必要があると認めるときは、共同事業者の事業所その他関係場所に立ち入り、個別事業に関する帳簿書類、設備等その他必要な物件について調査することができる。
 - 3 都は、前二項の実施に当たり必要があると認めるときは、弁護士、公認会計士、技術専門家その他の第三者に委託し、又は当該第三者を帯同させて調査を実施することができる。
 - 4 共同事業者は、前各項に基づく報告、提出、閲覧及び調査に協力しなければならない。
 - 5 前項の場合において、共同事業者は、都が委託し又は帯同させた第三者に対しても、前項と同様に協力するものとする。
 - 6 都は、第3項の第三者に対し、個別事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の義務を課すものとし、当該第三者に当該義務を遵守させるものとする。
 - 7 都は、監査の結果、本要領又は協定に違反し、又は個別事業の適正な実施に支障があると認める場合には、共同事業者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 8 共同事業者は、前項の求めを受けた場合には、速やかにその内容に従い必要な措置を講じ、その結果を都に報告しなければならない。
- 9 都は、前項の措置が適切に講じられない場合又は重大な違反があると認める場合には、第27条(解除)その他の必要な措置を講ずることができる。

(不正行為に対する措置)

- 第37条 共同事業者が、虚偽の申請、目的外使用その他不正な手段により共同事業費の交付を受け、又は受けようとしたことが判明した場合には、都は、当該共同事業費の全部又は一部について返還を求めることができる。
- 2 前項の場合において、都は、必要に応じて、当該返還額に対し、当該共同事業費の受領の日から返還の日までの期間に応じて利息相当額を加算して納付を求めることができる。
 - 3 都は、不正の内容が重大であると認める場合には、当該共同事業者について、将来における本事業その他都の実施する支援施策の対象から除外することができる。
 - 4 都は、不正の内容が重大であると認める場合には、関係機関への通報その他法令に基づく必要な措置を講じることができる。
 - 5 本条の規定は、第25条(損害賠償責任)、第27条(解除)、その他本要領又は協定に基づく責任の履行を妨げるものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第38条 共同事業者は、都の承認を得ることなく、協定に基づく地位又は権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(通知)

- 第39条 都及び共同事業者は、協定に基づく通知(本要領に基づく手続を含む。)について、書面、電子メールその他相手方が承認した方法により行うものとする。

(使用言語)

- 第40条 本要領及び協定に基づく申請、報告その他都に対して提出する正式な書類は、日本語により作成するものとする。
- 2 個別事業の実施に係る打合せ資料、説明資料その他これらに類する資料については、必要に応じて日本語以外の言語により作成することができる。
 - 3 前項の場合において、都が必要と認めるときは、共同事業者は、日本語による要約その他の補足資料を提出しなければならない。

(準拠法)

- 第41条 協定の成立、効力、解釈及び履行並びに本要領の解釈については、日本法に準拠するものとする。

(要領の解釈等)

第42条 本要領の解釈及び本事業の運用に関する最終的な判断は、都が行うものとする。

(協議)

第43条 本要領又は協定に定めのない事項又は協定の履行に関して疑義が生じた場合には、都及び共同事業者は、誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

2 本要領に定めのない事項については、都がその取扱いを定めることができる。この場合において、当該事項が個別事業の実施に重要な影響を及ぼすときは、都はあらかじめ共同事業者と協議するものとする。

(紛争解決)

第44条 協定(本要領に関する事項を含む。)に関して疑義又は紛争が生じた場合には、都及び共同事業者は、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

2 前項の協議によっても解決しない場合には、当該紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続)

第45条 本要領に基づき締結された協定が終了し、又は解除された場合であっても、第11条(事業の実施体制及び支配構造等に関する特則)、第24条(製造物責任)、第25条(損害賠償責任)、第26条(第三者の権利侵害)及びこれらに関連する責任に関する規定その他事故等のへの対応、責任の分担等、その性質上存続すべき規定は、期間の定めなく、なおその効力を有する。

2 本要領に基づき締結された協定が終了し、又は解除された場合であっても、第15条(財産等の処分)、第19条(成果の活用)、第20条(収益の取扱い)その他本事業の実施に関連して一定期間の履行が予定されている規定については、それぞれ当該規定に定める期間の範囲内において、その効力を有する。

3 第19条(成果の活用)その他個別事業の成果の利用又は管理に関する規定のうち、その性質上、個別事業の内容、成果の性質その他事情に応じて終了させることが適当であるものについては、都及び共同事業者が協議の上、又は都の承認を得て、当該規定の趣旨を損なわない範囲でその全部又は一部の適用を終了することができる。

4 前項に規定する規定には、成果の第三者への提供又は実施許諾に関する条件、成果の活用状況に関する報告義務その他これらに類する事項が含まれる。